

平成27年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第5号）

平成27年3月6日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

9 番 伊藤豊美議員

- 1．稲作農家の体質強化緊急対策事業について
- 2．那須地域定住自立圏構想について
- 3．隣接する市町にまたがる圃場整備について

11 番 高久好一議員

- 1．国民健康保険について
- 2．子育てや介護支援制度等の安全について
- 3．介護行政について
- 4．防災、減災に向けて
- 5．農業支援について

6 番 鈴木伸彦議員

- 1．市町村合併について
- 2．下水道区域変更について
- 3．那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定と牛乳の消費拡大等について

23 番 平山啓子議員

- 1．防災対策について
- 2．「ケアラー」支援について
- 3．食品ロス削減を目指す「フードドライブ」について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子	議員	2番	星宏子	議員
3番	相馬剛	議員	4番	齊藤誠之	議員
5番	佐藤一則	議員	6番	鈴木伸彦	議員
7番	櫻田貴久	議員	8番	大野恭男	議員
9番	伊藤豊美	議員	10番	松田寛人	議員
11番	高久好一	議員	12番	鈴木紀	議員
13番	磯飛清	議員	14番	眞壁俊郎	議員
15番	齋藤寿一	議員	16番	君島一郎	議員
17番	吉成伸一	議員	18番	金子哲也	議員
19番	若松東征	議員	20番	山本はるひ	議員
21番	相馬義一	議員	22番	玉野宏	議員
23番	平山啓子	議員	24番	植木弘行	議員
25番	人見菊一	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二	副市長	人見寛敏
教育長	大宮司敏夫	企画部長	片桐計幸
企画情報課長	佐藤章	総務部長	和久強
総務課長	赤井清宏	財政課長	八木澤秀
生活環境部長	山崎稔	環境管理課長	舟岡誠
保健福祉部長	松江孝一郎	社会福祉課長	藤田恵子
産業観光部長	藤田輝夫	農務畜産課長	中山雅彦
建設部長	若目田好一	都市計画課長	君島勝
上下水道部長	須藤清隆	水道課長	小仁所滋
教育部長	伴内照和	教育総務課長	小林一恵
会計管理者	大島厚子	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊
農業委員会 事務局長	田代晴久	西那須野 支所長	熊田一雄
塩原支所長	成瀬充		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆議員） おはようございます。

散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

議事日程の報告

議長（中村芳隆議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆議員） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

伊藤豊美議員

議長（中村芳隆議員） 初めに、9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 皆さん、おはようございます。議席番号9番、TEAM那須塩原、伊藤豊美です。

通告書に従いまして、市政一般質問を行います。

1、稲作農家の体質強化緊急対策事業について。

平成27年度産主食用米の生産コストの低減計画を策定し、資材費の低減や省力化、直播栽培、農業機械の共同利用など、生産コスト低減を図る農業者に対し、地域農業再生協議会を通じて支援を行う事業についてお伺いします。

支援対象農業者は、那須塩原市でどれくらいいるのか。

の中で、生産コスト低減に取り組む稲作農家の数はどれくらいいるのか。

生産コスト低減に向けた取り組みの内容について。

追加募集の結果について。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、1の稲作農家の体質強化緊急対策事業についてお答え申し上げます。

初めに、の支援対象農業者は那須塩原市でどれくらいいるのかについてですが、今回の事業は農地中間管理機構からの農地借り受け者、認定農業者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体、集落営農、農業者が組織する団体等が対象となります。

農地中間管理機構からの農地借り受け者や人・農地プランに位置づけられた中心経営体は、そのほとんどが認定農業者、または集落営農であることから、支援対象となる農業者の数は、認定農業者である564人と集落営農2団体ということになります。

次に、の生産コスト低減に取り組む稲作農家の数についてお答え申し上げます。

去る1月30日締め切りの募集に申し込みした人は235人となっております。

次に、の生産コスト低減に向けた取り組みの内容についてお答えいたします。

この事業は、平成27年産主食用米の生産を行う農業者が、生産コスト低減計画を策定し、それに基づいた肥料、農薬代などの資材費の低減や労働

時間を短縮する取り組み、直播栽培、農業機械の共同利用など生産コスト低減の取り組みを実施する場合に取り組み、メニューごとの面積に応じて助成金を支払うもので、支払い期限は平成27年3月を予定しているものでございます。

最後に、 の追加募集の結果についてお答え申し上げます。

2月27日締め切りの追加募集に申し込みした人は42人で、1月30日までに申し込みした人と合わせまして、合計277人となっております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 1番から4番につきまして関連がありますので、一括して再質問を行います。

支援対象農業者の主体が認定農業者であるといえます。認定農業者の数については564人、2団体と今お話がありました。それですが、認定農業者になっていない農業者も多く、この事業に取り組めないという声も聞きます。

そこで伺いますが、認定農業者の割合はどれくらいでしょうか。

よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 認定農業者の割合についてのお尋ねだと思います。

平成27年1月30日現在時点ということでございますが、農家戸数が全体で3,786戸、それに対しまして今議員からお話ございましたが、認定農業者の農家戸数が564戸ということでございますので、その割合は14.9%ということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） ありがとうございます。

私の周りの農業者には、自分が高齢で後継者もなく、とても認定農業者にはなれないと言っている人もいます。

そこで伺いますが、認定農業者になるための条件について教えていただきたい。

また、市は認定農業者になりましょうというPRを行っているのか、あわせて伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

まず、認定農業者になるための条件のほうからお答えさせていただきます。

条件につきましては、市では現在、農業経営基盤強化促進法という法律に基づきまして、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というものも策定しております。この構想の中で、認定農業者が目指すべき経営の指標というものを示しております。

具体的には、どのような内容かと申しますと、1経営体当たりの年間の農業所得を500万円以上、そして主たる農業従事者の1人当たりの年間労働時間を2,000時間と定めたということでございます。

現状では、営農者から農業経営改善計画というものを出していただいて、その内容を審査するというところでございますが、今お話しした2点が5年後に達成できる見込みの方を認定農業者として認定しているということでございます。

あと市としては、認定農業者になっていただけてくださいというPRをどのように行っているかということでございますが、こちらにつきましては市内の全農家の方に配布しております農業委員会だよりというものを活用しまして、本年度は昨年11月に、そちらに特集記事を載せてPRをしているというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 今回の取り組みの申し込み締め切りがですね、1月30日でありました。大変この申し込み期間が短いと感じているが、これに対し市はどう考えるか、お願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 申し込み期間が非常に短かったというご指摘でございますが、今回の事業につきましては米価下落対策ということで、国の平成26年度の補正予算に計上されたものということでございまして、この補正予算が閣議決定されたのが1月9日ということになります。それを受けて県が市町の担当者を集めまして、説明会を行ったのが1月20日ということでございます。その後、私どもが急ピッチで準備を行って、1月22日に農家の皆さんに、チラシあるいは通知を差し上げて、1月30日までに農家の方から申込書の提出をいただいて取りまとめを行ったということでございます。

非常にタイトなスケジュールだったと思いますが、我々といたしましても農家の皆様方に迷惑がかからないよう、年度末にこの補助金が農家の皆さんの手に渡るように目いっぱい頑張らせていただいたということでございます。あくまで国の示したスケジュールの中でやらざるを得ないというような状況は、ご理解いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） ありがとうございます。

この事業に取り組む農業者が先ほどの答弁の中で277名ということですが、取り組んだ面積と交付する補助金はどれくらいになるのか。

また、取り組みメニューのうち、どのような取

り組みが多かったかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

初めに、取り組みの面積と助成金がトータルで幾らになったのかというお話でございます。

追加の募集も含めまして取り組みの総面積は、1,502haということでございます。助成金につきましては、全額で3,106万ということでございます。

次に、取り組みメニューの中でどのようなメニューに多く取り組まれたかというお尋ねでございますが、肥料、農薬代などの資材費の低減や労働時間を短縮する取り組みの中では、田植えのときに株の間隔を広く植える疎植栽培というものに取り組んだ農家の方々が174名、そして次に多かったのは、育苗ハウスの中にビニールを敷きまして、簡易のプールをつくって稲を管理するプール育苗という取り組みに取り組んだ農家の方が155名、その次に多かったものとしましては、田植え機で植えると同時に苗のそばに肥料をまいて、側条施肥というものを、側条施肥というらしいですが、田植え機で植えるときに同時に苗のそばに肥料をまくという取り組み、それに取り組んだ方が75名ということになっております。

また、直播栽培については2名の方、さらに農業機械の共同利用に関しては1件の事例があったということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 今回の取り組みメニューでは、既に取り組んでいるという農家も多くおり、補助の対象にならないという人もありました。このメニューについて市の所感を伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 所感ということでございますが、国が米価下落対策としてやったということの中で、なかなか市としてどうのこうのと申し上げる立場にないんだと思いますが、そういう中で今議員ご指摘のとおりですね、今もう既に取り組んでいて、今回の事業の対象にならなかったという方もいらっしゃるの事実だと思います。

そんな中で、市も計画書を受け付けるときの受け付け会の中に、こんなメニューもあるんですけども、どうですかとかというふうないろいろなアドバイスを最大限させていただいたという経過はあります。

しかしながら、やはりどうしても補助事業の基準というものをクリアされなかった人がいたというようなところで、我々としても補助基準というのは守らざるを得ないという状況の中で、ご理解をいただければ大変ありがたいなというふうに思っています。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 先ほど農業機械の共同利用が1と答弁をいただきましたが、私も1人の農業者として、農業者が協力し合いながら、経費削減を行っていければよいと考えております。

先ほどの農業機械の共同利用を申し込んだ組織は、どのような組織なのか、差し支えない範囲で伺いたい。よろしくをお願いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

こちらにつきましては、高阿津地区の5名の農業者の方々ということでございまして、2月9日の日に高阿津地区集落営農組合というものを設立しております。共同利用するものは、米の乾燥調

整等にかかわる機械だということでございまして、取り組んでいる面積については10haだということでお聞きしております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 後継者もいない農家も多くありますので、先ほどの事例のような集落営農を組織する必要があるのではないかと私も思っています。

今後市につきましては、認定農業者へのPRや認定農業者になるための指導を農業者の方々に丁寧に行っていただくとともに、後継者がいない地域も今後ますますふえてくる可能性がありますので、集落営農など地域が協力して農業を継続していけるような体制を、そして農地を保全できるような施策をお願いして、この項を閉めさせていただきます。

続きまして、2番、那須地域定住自立圏構想について。

大田原市、那須町、那珂川町、そして中心市である那須塩原市の2市2町で構成される那須地域定住自立圏構想で、定住自立圏形成協定の合同調印式が2月10日、那須塩原市役所で開かれました。

今後は、本年度をめぐりに懇談会を設置し、9月までに実行計画となる共生ビジョンの策定を目指すことから、以下の点について伺います。

本市は、那須地域定住自立圏と八溝山周辺地域定住自立圏の2つの構成市となっているが、どのようにかわっていくか伺います。

隣接する市町との周辺部では道路、排水、その他の整備について、どのように連携を図り事業を進めていくのか伺います。

那須地域定住自立圏共生ビジョンの今後のスケジュールについて伺います。

よろしくお願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 伊藤豊美議員に私からもお答えいたします。

まず、那須地域定住自立圏構想についてでございますが、那須地域定住自立圏と八溝山周辺地域定住自立圏で、本市がどのようにかかわっていくのかについてですが、那須地域定住自立圏におきましては、八溝山周辺地域定住自立圏との差別化を図るため、中心市である本市の地域特性を生かした圏域の推進として、観光、環境、そして公共交通の分野において重点的に取り組むこととし、先月開催した合同調印式の協定書におきましても、その点については明確にさせていただきました。

今後におきましては、本圏域の将来像として設定いたしました多自然地域と居住都市の新たな共生の実現を目指し、本圏域の中心市としてその役割を担ってまいりたいと思います。

また、八溝山周辺定住自立圏におきましては、昨年10月に圏域の共生ビジョンが策定されたところであり、圏域内2市6町で連携して取り組む分野として、保健、医療、福祉、教育等の14分野から各自治体で既に実施している既存事業を含む42事業が圏域の事業として計画に掲げられておりますので、本圏域の連携市という立場で各事業を実施していきたいと思っています。

次に、隣接する市町との周辺部での道路、排水、その他の整備について、どう連携していくのかについてですが、八溝山周辺地域定住自立圏で策定した共生ビジョンにおいて、道路インフラ整備促進の要望活動の事業が掲げられております。共生ビジョンの計画期間は、本年度から平成30年度までの5カ年計画となっておりますが、各自治体等の協議を踏まえ、毎年度所要の見直しが行われる

こととなりますので、道路、排水等の整備については、八溝山周辺地域定住自立圏において協議ができるかどうかを含め今後検討していきたいと思っております。

最後に、那須地域定住自立圏共生ビジョンの今後のスケジュールについてお答えいたします。

協定締結後は、次の段階として、圏域の共生ビジョンを策定することとなりますので、本市と各連携市町から委員を選出し、懇談会を設置し、2市2町で協議を行ってまいります。

懇談会の協議を行うこととあわせ、八溝山周辺地域定住自立圏で実施する事業との調整を図りながら、観光分野、環境分野、公共交通分野についての具体的な取り組みについて、おおむね9月を目途に本圏域の共生ビジョンを作成していくことを予定して、そのスケジュールに沿って、今協議が進んでおります。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） それでは、再質問を行います。

について、那須地域定住自立圏は2市2町で構成されていますが、改めて2市2町、本市、大田原市、那須町、那珂川町で構成した理由をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 那須地域定住自立圏2市2町になった理由ということでございますけれども、当初の国の定住自立圏の要綱には、人口の昼夜間人口比率が1以上ないと中心市になれないというような規定がございましたけれども、その要綱の改正が平成25年3月29日に行われまして、そういった要件を満たさなくても多自然地域を後背地とする居住拠点都市という位置づけの中で、中

心市になれるということになりましたので、本市も中心市宣言をさせていただいたという経緯がございます。

その前段で、既に八溝山周辺地域定住自立圏というものができ上がっておりまして、大田原市が中心市宣言をしているという状況でございました。

そういったことを踏まえまして、八溝山周辺地域定住自立圏、本市も構成市というふうになっているわけございまして、本市が中心となる那須地域定住自立圏と当然かぶってくる部分がございますので、そういった八溝山周辺地域定住自立圏との調整を図っていく上では、やはり那須圏域にある栃木県の市町で構成するのが一番理想的ではないかというところから、2市2町ということで進めさせていただいたというところでございます。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） なぜ改めてお伺いしたかといいますと、構成市町に那珂川町がございます。合併前は、那須北あるいは県北という2市4町1村の7カ市町村、旧黒磯市、大田原市、旧西那須野町、旧塩原町、旧黒羽町、旧湯津上村及び那須町であり、那珂川町は南那須の地域市町なので、なかなかなじみがないというのが実感であります。

再度、那珂川町を那須地域定住自立圏の構成市町にした理由をお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 那珂川町が那須地域定住自立圏に入っている理由ということで、確かに那須北とか県北とかいいますと、旧7カ市町村というイメージになるわけですが、先ほども申し上げましたとおり、那須地域定住自立圏を形成する上では、八溝山周辺地域定住自立圏との兼ね合いということで、栃木県内の八溝山周辺地域定住自立圏の構成市になっている2市2町でやるの

が理想的だろうということで、その中に那珂川町も入っているということから、那珂川町さんにも入ってもらうということになったわけですが、それでも、那珂川町につきましては那須塩原駅の観光案内所の運営にも加わっていただいているということがございますので、違和感なくこれまで進めさせていただいているということでございます。

議長（中村芳隆議員） 市長。

市長（阿久津憲二） 私が補足というのもなんですけれども、那珂川町が現実として一番期待していたのは、那須塩原駅からの公共交通の結続、那珂川町はある程度大田原との提携で日赤等への接続が可能になっておりましたが、非常に期待しているのは、やはり新幹線、那須塩原から大田原を経由して那珂川町に至る、こういう交通網を非常に強く望んでいた。こういうことは今後の共生ビジョンの中で具体的に思いますが、こんなことも実はこの圏域における発端の一つになっていると、非常に交通というものに期待をしていたということもございます。

もちろん、観光も一緒でございましたので、こういうふうにくっくと目的を絞ってやっていると、旧南那須地域、北那須地域がかぶってくるような形も今後は当然出てくるということで、そんなことも大きな原因の一つになったと思っています。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 市長までも答弁いただきましてありがとうございます。

那須地区定住自立圏は、八溝山周辺地域定住自立圏と差別化を図るため、観光、環境、公共交通の分野に重点的に取り組むとしており、答弁もそのようにいただきました。

観光、環境、公共交通を重点テーマとした理由と八溝山周辺地域定住自立圏構想にも広域観光、環境、地域公共交通がありますが、どのように差

別化を図っていくのか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 重点テーマと、八溝山との差別化ということかなと思いますけれども、本市が中心市になりました条件、先ほど申しました多自然地域を後背地とする居住拠点都市ということでの位置づけがございます。つまり、自然豊かな観光地があり、那須塩原駅、黒磯駅、西那須野駅がございまして、高速道路や国道等を通じるですね、市長も先ほど言いました交通の結節点にあるという居住拠点都市が本市だと思います。

ということからしまして、観光の連携、公共交通の連携、そして豊かな自然環境を活用することによりまして、本市が中心となる定住自立圏のテーマにふさわしいということと考えております。

八溝山との差別化につきましてはですね、八溝山周辺定住自立圏では、全ての項目を広く網羅しているという協定になってございます。那須地域定住自立圏においては、掲げたテーマにつきまして本市が中心市としての役割を果たしていくということで、これは大田原市とも調整をして、そのようなことになってございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） ありがとうございます。

の再質問に入ります。

先ほどの答弁では、八溝山周辺地域定住自立圏で協議できるかを含め今後検討してまいりたいとのことでしたが、那須塩原市の市道を例にしますと、一方の市では道路整備が済んでいる道路でも、市町村境を越えると未整備となる場合もあります。排水にしても同様な現象が生じております。

重点的に取り組む政策分野に観光、公共交通がありますが、例を挙げた道路を整備することによ

って、魅力、活力に満ちた圏域が創出可能となると考えますが、できる限り早く協議を進め、整備をしてはいかがと思うが、再度整備について伺いたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 道路整備という点からということでございますけれども、これまで行政界を境にしましてですね、現実のものとして土地利用の形態ががらっと変わってしまったり、道路が途中で途切れたり、排水が途中でなくなったりというようなそういったいろいろな問題、課題が現実的にございました。

そうした不都合を解消するというような点からでもですね、この定住自立圏、合併によらないでそういった課題解決をしていくというところでの役割を担っていくというものが、この目的の一つに掲げられているところでございます。

これまででもですね、道路整備につきましては、大田原市と協議をして進めてきたという事案もございまして、来年度から八溝山周辺地域定住自立圏において部会等が開催されるということもございまして、その協議の中で、検討課題としてあげさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） ありがとうございます。

ぜひ早く協議をしていただきたいと思います。次に、 の再質問に入ります。

懇談会の委員は、15人以内で、協定書に挙げられた政策分野の関係者及び定住自立圏構想について識見を有する者のうちから市長が委嘱するとありますが、具体的にはどのような方を想定し、委嘱を行うのか伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） どのような方を委嘱するかということでございますけれども、重点的に取り組みます観光、環境、公共交通の分野からですね、委員を選出させていただきたいと。特に本市の委員については、そのように考えているところでございます。

構成市町におきましては、八溝山周辺地域定住自立圏との事業のすり合わせもございますので、できれば八溝山周辺地域定住自立圏にもかかわっている懇談会の委員さんに依頼できればというふうに考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） わかりました。

先ほどの答弁で、9月を目途に共生ビジョンを策定するとの答弁がありました。懇談会は今回開催し、どのように策定するのかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 何回開催するかということでございますけれども、議論の状況等もあろうかと思っておりますけれども、今予定しているのは3回程度の開催を予定してございます。各専門分野の委員さんのご意見をいただきながら、共生ビジョンを策定してまいりたいというふうに考えておまして、当然ながら八溝山周辺地域定住自立圏の共生ビジョンとの調整ということもございまして、両圏域での事業のすみ分けを調整しながら進めさせていただきたいというふうに思っています。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 共生ビジョンを策定することにより、本市のメリットを改めてお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸） 本市のメリットということでございますけれども、広域的な連携によりまして、これまで行政間の課題としてありました公共交通の問題等につきまして、市民の方を含めてお互いに県と協議する体制ができると。それらが実施できていけるというふうになるかと思えます。それらに対して、また国から助成制度があるということで、中心市には8,500万円程度の支援がされるということで、財政的なメリットもあるというところでございます。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） ぜひ那須地域定住自立圏の差別化を図り、よりよい共生ビジョンを策定してほしいと思います。ありがとうございます。

続きまして、3、隣接する市町にまたがる圃場整備について。

今、佐野、三本木地区（那須塩原市）、鴻巣地区（大田原市）では、両市にまたがる一体的な圃場整備について話し合いがなされてきている。しかし、ここに来て幾つかの問題点も浮上していることから、以下の点について伺います。

那須塩原市、大田原市の市境が複雑に入り組んでいるが、どのように対処するのか。

換地工区の考え方が複雑になることに對し、どう考えているのか。

黒磯土地改良（国営那須野ヶ原）の受益地をどうするのか。

佐野、三本木地区、大田原市の鴻巣地区では出入り耕作があるが、両地区の事業が実施された場合、市の支援はどのように考えているのか。

佐野、三本木地区では、現在圃場整備推進協議会が設立し、事業実施に向け準備を進めているところだが、市が実施する排水路整備と一部重複している。2つの事業の整合をどのように図りな

がら整備するのか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員の質問に対し答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、3、隣接する市町にまたがる圃場整備についての からまで、ご質問に順次お答え申し上げます。

初めに、 の那須塩原市、大田原市の市境が複雑に入り組んでいるが、どのように対応するのかについてでございますが、佐野、三本木地区及び大田原市の鴻巣地区で検討されている圃場整備は、事業規模等からすると、県が事業主体となり実施することが考えられます。

過去において県営事業では、行政界をまたがる区域を一つの事業区域として実施した例があり、複雑に入り組んだ行政界の整理も可能と聞いております。

次に、 の換地工区の考え方が複雑になることについてでございますが、現在検討されている佐野、三本木地区及び大田原市の鴻巣地区の計画面積は約200haでございます。県営圃場整備事業は、事業着手から6年程度で完了を見込める60haから70haの工区面積の設定が望ましいとされていることから、これをもとに事業の同意状況や圃場の集積の容易性を考慮の上、地域の皆様方が事業区域を設定することになるというふうと考えております。

次に、 の黒磯土地改良区の国営那須野ヶ原事業による受益地をどうするのかについてでございますが、県営圃場整備では、過去に国営那須野ヶ原の受益地を含む圃場整備が実施されております。その例を参考に、事業計画を地域の皆様で作成していただくということになると考えております。

次に、 の佐野、三本木地区、大田原市の鴻巣

地区では、出入り耕作があるが、両地区の事業が実施された場合の市の支援についてでございますが、圃場整備事業は、市として合併後初めての事業になることから、近隣市町や県内自治体の支援状況を参考に検討させていただきたいと考えております。

次に、 の圃場整備事業と市が実施する排水路整備の2つの重複する事業の整合性をどのように図るのかについてでございますが、市が実施する排水路整備と圃場整備事業は、重複する区間がありますので、圃場整備事業の進捗状況を見きわめながら、地域の皆様と十分調整を図りつつ効率的な整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 隣接する市町にまたがる圃場整備についてお答えをいただきました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

行政界をまたがる区域を1つの事業区域として実施した例もあり、複雑に入り組んだ行政界の整理も可能であるとのことだが、具体的な例と地区をお聞きいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 具体的な例と地区についてのお尋ねだと思います。

こちらは、那須農業振興事務所管内でのお話ということとさせていただきますと思うんですが、今までに3つの例がございます。1つ目は、平成に入ってからのお話です、当然、平成になってから3つの例があるということございまして、1つのお話は、近隣では羽田地区、こちらは旧大田原市、旧黒羽町、旧黒磯市の3つの市町をまたいだということでございます。

2つ目は、大沢地区、こちらは旧大田原市と旧喜

連川町、こちらについては2つの地区をまたいでいたと。

3つ目といたしましては、琵琶池地区、これは大田原市とさくら市地区をまたいでいたということでございます。

考え方としましては、同じ面積の事業区域を行政界をまたいで交換するという考え方が基本になっているというふうに伺っております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） ただいまの答弁では、近隣、すぐ隣ですね、大田原市で実施しているとの回答であります。

佐野、三本木地区でも、現地の視察を行い、その大田原市ですね。研修をしていきたいと思っております。

次に、事業の同意状況や圃場集積の容易性を考慮の上、地元が事業区域を設定することになるということでありましたが、地域内には山林が点在しており、圃場の整形をするために山林を一定の区域に取り込めるのか。また、圃場整備事業の事業計画や換地計画について、市はどのように考えているのかお伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） まず1点目は、圃場整備の実施に当たって、山林を圃場整備の中に取り込んで整形できるのかというようなご質問だと思いますが、こちらにつきましては農振法の手続、山林を農用地にかえるという手続を行ってですね、圃場整備事業の一定の区域に取り込むことは可能だというような少しテクニカルな話でございますが、そんなようなお話を私どものほう上級官庁のほうから確認しております。

次に、圃場整備事業計画に対する市の考え方と

いうことでございますが、圃場整備事業というものは、農業や農村の活性化をどのようにしていくのか。その際に地域の課題は何かなどについて地元の皆様がお話し合いをして、相談をさせていただいて、合意形成された地域から国・県の補助事業を入れて事業を進めていくということが原則になるんだと思います。

したがって、補助制度の範囲の中でということになりますが、農地、水路、道路等の全体の配置計画あるいは受益者ごとの土地配分をどうするかとかといった基本的な決め事、それが事業計画あるいは換地計画ということになるとと思いますので、そこはしっかり地元の方がご協議いただいて策定するということになるのが当然かなというふうに市は考えておるところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） の圃場整備事業の事業計画と換地計画については了解しました。

次に、国営事業による受益地をどうするのかについては、先行事例があるとのことですが、具体的地区はどこかを伺います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 先例地区はどこかということのお尋ねでございますが、これも2つ私どものほうで把握している限りではございます。

1つは、旧西那須野町の井口、槻沢地区、そしてもう一つは、大田原市の親園西部地区で実施した例があるということでございます。

国営事業を取り組むという話になってきますと、水利権の話であったりとか、受益者負担金の話とかがあると思いますので、こういうものについては先進事例の中でどんなような処分をしてきたかというのは、我々もちょっと勉強していかなくち

やならない事項だと思っていますので、ともに学習会等を開いて、情報収集に努められればというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） については市内及び大田原市で実施例があるということで了解をしました。

次に、圃場整備事業が実施された場合、近隣市町との支援状況を参考にすることですが、その中で市はどのような役割を果たすのかお聞きします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） お答え申し上げます。

市の果たす役割は何かということですが、現在市の対応はどういうことをしていますかということですが、地元の推進協議会の話し合いの場に極力参加させていただいて、勉強あるいは情報収集をともにしているというところでございます。

今後関係者等との調整や情報収集というものは、市としてやっていかなくならないというふうに思っているところでございます。

あと、具体的な話をさせていただければ、圃場整備の事業主体となる栃木県あるいは調査計画を行う土改連、さらには隣接する大田原市との連携というところに関しては市の役割だと思っていますので、ここについては十分果たしていきたい。

そして、事業の早期の実現というものに向けまして、できる限り惜しみない努力を市としてもさせていただきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 9番、伊藤豊美議員。

9番（伊藤豊美議員） 事業の早期実現に向け今部長の答弁では、自分で思うんですが、最大限にご協力をいただけるという答弁だったと思います。ありがとうございました。

につきましては、地域と十分な調整を図り実施するというところで了解しました。

農業を取り巻く状況は後継者不足、農業従事者の高齢化や米価下落等、大変厳しい状況にあります。

こうした中、地域の将来を考え佐野、三本木地区では、圃場整備の推進協議会を昨年8月29日に設立し、早期の圃場整備に向けた活動を行っております。

農業を取り巻く環境は大変厳しいですが、市長の言葉をかりれば、未来への投資のため三本木、佐野地区の圃場整備の実施に当たっては、市として特段の配慮によりご支援いただくよう強く要望し、私の一般質問を終了いたします。

ご清聴、ありがとうございました。

議長（中村芳隆議員） 市長。

市長（阿久津憲二） この佐野、三本木中心の質問が終わったというけれども、ちょっと私から答弁させていただきませんが、こういう問題、かつて国営那須野ヶ原当時、あのころはもう栃木県中で土地改良が進んでおりまして、当時県議をしておりましたんで、いわゆる境界境の問題、こういうのはもう多分市の議会には出ないですね。町と村の境界境の承認案件が議会たびに県内全域で出ましたが、今はほとんどこういう問題が少なくなっているんだと思います。それは集まって協議会をつくって、新しい圃場をきちっと整備して将来に備えると、こういうものが一段落ちょっとした後の取り組みになってきているんだと思いますが、それだけに協議会が果たす役割も大変なんじゃないかと、これは言うことは簡単なんですけれども、

農地を持っているというのは一人一人の権利の集合体ですから、これをまとめて将来に備えると、こういう点については、私はいつでもどこであっても伊藤議員からこの話を呼びかけられておまして、全力で支援したいなと、こういうことは常に考えておりました。

ただ、1つ大変だなと思うのは、今言った個々の権利の集合体をできれば、なるべくまとめていただいて、はっきりとした支援策を私どもも全力で打ちたいと、こう考えておりますんで、きょうはお金の話には触れませんが、ぜひそんな気持ちで、地元において大変苦勞しているんだと思いますが、先頭切って頑張っていただければと期待しております。

私からも一言、答弁にかえます。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 以上で、9番、伊藤豊美議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高久好一 議員

議長（中村芳隆議員） 次に11番、高久好一議員。
11番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。11番、日本共産党、高久好一です。一般質問を始めます。

まず、1番の国民健康保険についてです。

国は、2018年度より国保の都道府県への移管（案）が知事や市町村長によって了承されたと報道されています。

以下、国保について本市の考えを求めるものです。

です。国保の都道府県単位化によって生じる市民への影響について市の考えを求めます。

です。県内他市町に比べ異常に高い本市の短期証、資格証の発行はもうやめて、市民の健康を守るべきと思うが、市の考えを求めます。

です。県内で2番目に多い約22億円の財政調整基金は、市民から預かった大切な財産です。県に移管される前に市民に還元すべきと思いますが、市の考えを求めるものです。

以上、3点について市の考えを求めます。
議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 1番、国民健康保険についてについて、お答えを申し上げます。

初めに、の国保の都道府県単位化によって生じる市民への影響について、市の考え方についてお答えいたします。

政府の社会保障制度改革本部が決定した医療保険制度改革骨子によりますと、市町村は地域住民と直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資産管理、保険給付の決定、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うとされており、国保の申請や受け付け業務は、従来どおりとなる予定で、市民への影響は少ないものと思っております。

しかしながら、今後県が決定し、市町村が納付する分賦金や市町村ごとの標準保険料リストの設定が示されておりませんので、国民健康保険税へ

の影響がどのようになるかは、現時点ではわからない状況でございます。

次に、 の県内他市町に比べ異常に多い本市短期証、資格者証の発行はやめて、市民の健康を守るべきと思うがについてお答えいたします。

保険証の交付につきましては、市国民健康保険税滞納者対策実施要綱及び国民健康保険証交付判定基準により、滞納期間や納付状況等を判断した上で、短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付しております。

なお、これら短期被保険者証や被保険者資格証明書を交付する際には、対象となる方々と事前に納税相談を行い、世帯員を含め年齢、収入、預貯金、資産の確認を行い、生活実態の把握に努め、総合的に判断した上で交付しております。

また、通常の納税相談に加え、休日納税相談会やトワイライトサービスなど、機会あるごとにきめ細かに納税相談を行っております。税負担の公平性を確保する上でも、今後も現行のとりの対応をしていきたいと考えております。

最後に、 の県内で2番目に多い、約22億円の財政調整基金は、市民から預かった大切な財産であり、県に移管される前に還元すべきと思うがについてお答えいたします。

基金の運用は、条例で保険給付や納付金、保健事業に要する費用の財源に充てるときに限り処分することができる」と規定していることから、直接市民への還元はできないこととなっております。

基金は、今後の移管までの期間においても重要な財源であり、その管理を含め適切な運用に努めてまいります。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。随時、再質問を行っていきます。

ただいまの答弁では、市は市民と直接かかわってきめ細やかな対応をしているというのが全般にわたって言われた言葉だと思います。

そうした中で、国保も県単位化に、単位に再編するなどの法案には、保険料軽減のために行われる市町村財政、一般会計からの繰り入れをできなくさせ、保険料の値上げと利用料を抑制するもので、県による統制強化を狙うものです。

こうした施策の実施を前に、国は大阪府や埼玉県などで、あらかじめこういった実験を行っております。その中では、埼玉県では制度改変当初、医療費実務例、実績割、被保険者割、所得割をいかに組み合わせても拠出金の負担調整は難航し、拠出超過となる5市や町が連名で対象医療費の縮小と所得割の見直しを求める要望書を県宛てに提出する事態となりました。

一方で、一般会計からの繰り入れを国保税に据え置いている自治体があるなどの実情も浮き上がり、県当局が長期にわたり法定外繰り入れは好ましくないというようなそういう政府の思惑どりの状況も出てくるころがありました。

そうした中で、大阪府の広域化支援方針は、各市町村の国保行政を採点する評価基準をつくり、給付費が見込み額以上にふえている市町村には、不適切な一般会計からの繰り入れを行っている市町村は減点し、滞納処分を強化している市町村などは加点して、その点数に応じて大阪府の調整金を増減させるという手法を導入しました。まさに予算を人質にした市町村行政に対する介入と統制を強めるものです。

こうした制度改変を先行実施している府県の状況を見れば、国のいう広域化の本質が住民負担増の増進と市町村国保への監視統制であるということを示しています。

そこで伺っていきます。

こうした事例を見れば、国保広域化は那須塩原市民や職員が合併に伴う保険料の値上げで、全国で19番目に高くなった保険料を引き下げ納入率を上げ、財政調整基金をも積み増しし、改善してきた努力を台なしにするものです。よくなるところは、一時的に資格証の発行が減る以外には見当たりません。市の国保財政が改善し、豊かであるにもかかわらず、市長は県知事などと国保の広域化の移行をどのような経過と理由で承認したのか、答弁を求めたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 市長はというんで、多分私に聞いているんだと思います。

この問題につきましては、国との協議に私ども首長が入るとか、そういうことはございません。全国でその問題に特化した首長をブロックごとに選んで、国との協議に参加をさせていただいている。これをよしとして認めているということでございますから、間接的には国の主張をのんだと、こういうことにつながってまいります。

のんだことがいいのか、悪いのか、これについては高久議員のただいまの質問内容は全部悪いと。全部なのか、いいところもあるんだと思いますが、そういう評価ですけれども、やはり首長の一番の国保に対する強迫観念は、このまま医療制度が進んで、財政基盤を市町村がきちっと守り抜いていけるかどうかで、自信を持っている首長は多分ほとんどいない。変わってくるとどうしようもないと、こういうことが根底にありまして、やはり今回の間接的とはいえ、国保の改革あるいは一元化をのんだ背景には、やはり財政基盤の強化と広域化とあわせて、国が協議の場ではっきりと責任を持つと、こう言っていることをよしとする以外に、現時点で私どもがどういう方向に、勝手に突っ込

んでいくというか、そういう方向は、現時点ではとれないというのが現状でございますので、ご理解をいただければと思います。

多分、ご理解といっても、全然だめだと言っているんですから、理解してくれと言っても、これは合うか合わないかの話になってきますが、一応こういう形で首長から強い懸念あるいは強い反対、こういうものは現時点で栃木県内において起こっていないと、こういう状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。全国の首長が国保財政については非常に不安を持っていると、そういう中で、のまざるを得なかったというようなお話だったと思います。

さらに、話を進めていきます。

国保では、保険料引き下げの自治体の独自努力と国保財政への悪化は、これまで国が国庫負担を減らしてきたのが大きな要因です。50%から26%へ減らしてきた国庫負担をもとに戻させることが必要です。

そこで伺います。

これまでも国庫負担をもとに戻し、引き上げるよう国に要請してきたはずです。ことしも国への要請を行う考えはありますか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今ご質問のありました国庫負担の増額ということでございますが、それにつきましては引き続き国への要望は行っていくということになるかと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） ぜひ引き続き市民に負担のない対応を求めていきます。

に入ります。資格証、短期証の話です。

厚労省が発表した2013年の都道府県別滞納世帯の速報値によれば、栃木県の資格発行世帯の割合は3.6%、5年連続ワーストワンです。そうした中で大田原市の国保料は県内2位と高く、国保滞納世帯は25.17%、ワースト3位、それでも短期証は4.32%、18位、資格証は3.72%で11位になっています。

そうした中で、那須塩原市の短期証の発行は5位で5.29%、資格証の発行は6.84%で第2位です。

そこで伺っていきます。

那須塩原市の滞納世帯の割合は、大田原市の0.66倍なのに、資格証の発行は1.83倍と発行されています。こういうことになります。国の資格証の機械的な発行はしないという指針が生かされているとは到底思えません。市が繰り返し答弁してきた短期証にとどめ、資格証の発行はできるだけ控えているという状態になっていますか、答えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初に、ご答弁を申し上げますとおり、資格証等の発行に当たりましては、さまざまな機会を通じましてきめ細やかな納税相談等を実施した上で、また被滞納者の方の資産等を助案した上でやっているということでございます。

大田原市の状況との比較というのは、ちょっとできませんけれども、大田原市の状況がわかりませんので、できかねますけれども、本市といたしましてはそういうような対応を続けておりますし、これからもそのようにすべきだというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。恐

らくこれからも同じ答弁をするのかと思いますが、那須塩原市の資格証の発行は、どう見ても異常です。早急な改善を求めるものです。

国保は、社会保障と位置づけ、資格証の発行は全国の3分の1の自治体が市民の健康を守る立場から発行をやめています。直ちに発行をやめるよう強く求めるものです。

市は、収納率が改善されても資格証の発行は県内第2位、合併後10年間同じような状態が続いています。他の市町はこれ順位が入れかわっております。そうした中で那須塩原市の収納率が改善し、現年度分では89.81%となり、他市町も改善が進み、17位の大田原市より0.45%高い那須塩原市は16位となっています。

そうした中で に移ります。

県内2番目に多い約22億円の財政調整基金、保険料を直接引き下げるのには使えないという部長の答弁でございました。しかし、国保を県単位に統一されるという前にして、厚労省は財政調整基金を保険料引き下げに使うことをも考えられると、こう答弁しています。

3日の質問に、基金は疾病の早期発見、節目健診、特定健診など市民の健康づくりなど、保険料は2回にわたり引き下げたので、適切に対応したいと答えていますが、そうしたことも含め24年度は本市も含め一般会計からの繰り入れは11市町がやめています。那須塩原も当然そうなっています。

15市町の財政調整基金、1人当たり88円の町から1人当たり2万3,296円、一般会計の繰り入れですね。これ1人当たり88円から2万3,296円の町まであります。そして財政調整基金の残高は1人当たり6円の町から6万8,788円で1位の塩谷町まで赤字対策と県への移管に対応して、塩谷町では保険料の引き下げが行われず。県で2番目に豊かな那須塩原市は約22億円です。1人当たり

では5万9,644円を保有していることとなります。那須塩原市は1人当たり大田原市の4倍近くある財政調整基金を県平均の1万4,577円程度までに精査し、市民に還元すべきです。

そこで伺っていきます。

1人当たりの医療費が那須塩原市は2番目に安く済んでいることも特筆すべきです。健診や新たな予防医療を拡充するとともに、3度目の保険料の引き下げを行い、健康に努力している市民に誠実に応えるべきです。答弁を求めます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 平成26年度に国保税の引き下げを行ったということは、議員当然にご承知のこととございまして、この引き下げにおきましては3年間、26年、27年、28年の財政計画をもとに引き下げを行ったところでございます。

現時点では、まだその1年目も終えていない状況でございます。どのような不測の事態が起こるかもわからない初年度において、今後のことをどうのこうのというのは、まだ申し上げることができないというのが実情かと思えます。

現時点で申し上げることができるところは、やはり適切な国保の運営管理をしていくということに尽きるのかなと思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 那須塩原市は3年前の引き下げ、あわせて昨年の引き下げと二度の引き下げを行ってきました。引き下げを行うたびに収納率が改善し、財政調整基金が増加すると、そういう状況が生まれています。当然これは市民の健康への努力、職員の皆さんの努力も当然あります。こうした中で、誠実に財政調整基金を市民に還元するよう求めるものです。

以上でこの項の質問を終わります。

2の子育てや介護支援制度にかかわる安全についてです。

子育て介護支援にかかわるボランティアの中で生じる事故に対して、自治体の積極的な対応が求められています。

以下のとおり本市の考えを求めます。

子育て支援制度の家庭的保育事業等に参入する事業者などでは、死亡事故が報道されています。市はどう捉えていますか。

です。ファミリーサポートセンターや介護などボランティアでの事故が発生した場合、市の責任の範囲を明確にしておくべきと思いますが、市の考えを求めるものです。

以上、2点について考えを求めます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 2番の子育てや介護支援制度等の安全について、順次お答えを申し上げます。

最初に、の家庭的保育事業等へ参入する事業者などでの死亡事故報道について市はどう捉えているかについてお答えいたします。

本市におきましては、平成27年度からこれまで認可外保育事業を行っていた8カ所の事業者が家庭的保育事業等を開始することになっております。

設置する基準をクリアし、市が認可した事業者に対しては、公立保育園との連携施設の設定や市が新たに配置する連携保育士による巡回相談、助言体制の整備、さらには保育従事者への事前研修の実施など、設備面だけでなく、保育内容の充実についての必要な支援に取り組むこととしております。

事業者への継続的かつ丁寧な支援が、ひいては

子どもの健康及び安全の確保につながることから、今後も引き続き支援の充実に努めるとともに、事故の発生防止のための指導監督体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、 のファミリーサポートセンターや介護など、ボランティアで事故等が発生した場合、市の責任範囲を明確にしておくべきと思うが、市の考え方を求めるについてお答えいたします。

本市のファミリーサポートセンター事業において事故が発生した場合は、那須塩原市ファミリーサポートセンター利用会則を定めており、その中では当事者であるサポート会員と利用会員間で解決することとしております。

また、事業主体としての市の責任範囲は、事故防止の取り組みやファミリーサポートセンターが行う安全対策への支援を図ることにあり、事故が発生した場合においては、当事者間の円滑な解決に向けての調整を行うこととしております。

介護の分野に関しましては、現在市が事業者としてボランティアをお願いしている事業はありません。しかしながら、今後は高齢者の社会参加を推進し、地域のさまざまな社会資源を活用していくためにも、ボランティアポイント制度の導入を初めとして、ボランティア活動の充実を図っていく必要があると考えています。その中で、事故への対応や責任範囲についても十分検討してまいります。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。

昨年1月から12月までの全国の保育施設であった事故報告は認可保育所139件、認可外保育所23件であり、死亡事故は19件、ゼロ歳と1歳が最も多く保育所と認可外での比較では、負傷等の事故は12倍、死亡事故では45倍と、こうなるという報

告が厚労省から出されています。

そこで伺っていきます。

事故の概況や何をしているときの事故なのか、発生の事例と防止のための留意すべき点について、考えを聞かせてください。

また、研修等については反映されているのかについて聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） まず、事故の発生の状況のお問い合わせでございますけれども、私どもでっております資料によりますと、事故が発生したときに、どのようなときに発生したのかというものがまず1つございますけれども、これは死亡事故の場合ということでございますが、全部で19件ある中で、死亡事故はお子様か睡眠中のときが16件と、その他ということでちょっと分類されていないんですけれども、その他は3件というようなことがございます。

また、その19件の原因、分析された中身でございますが、窒息が1名、病死が6名、すみません、その前にSIDSが2名でございます。最後にその他もちょっと中身が分類されていないんですが、その他という一くくりでございますが、10名ということで19人というところでございます。

死亡事故において、特に留意すべきことということが報告されておりますけれども、やはり睡眠中の事故が多いということからですね、うつ伏せ寝と、そこら辺に特に注意をするようにというようなことでございます。

今度4月から子ども・子育て支援新制度が始まるというのが再三申し上げたところでございますけれども、その中には現在認可外保育園という位置づけであるところの事業者の方が家庭的保育事業等ということで新たに参入されるという

ことで、条例等をお願いして可決をいただきました。条例等の基準に基づきまして認可をしていくところでございますけれども、そういうところの従事者の方には講習会を行うということで、既に講習会は終えてございます。予定されている方、全員が受講をくださったというところでございます。当然、その中ではこういう危険性についても触れているというところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 私の求めている、そのどういう状態なのかというのは出てきました。結果的にうつ伏せ寝になってしまっていると、そういうところで死亡事故がたくさん出ているというところでございます。ぜひしっかり対応していただきたいと思っています。

さらに伺います。

保育士や介護士の資格のない子育て支援員が市の実施している研修に参加していると、研修は一応終わったと、今答弁がありました。参加状況ということで、参加は全て全員が参加したのか。さらに研修の要望があった場合、継続的な支援をしていくと、先ほど答弁されました。研修を受けている方がもっと研修を受けたいという希望があった場合の考えを聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 研修につきましては、21名の方から申し込みいただきまして、全員ということですから、21名の方の研修を終えているところでございますけれども、最初の答弁で申し上げましたように連携保育士というのを2人置くということを申し上げましたけれども、通常の保育園における保育というのものはないわけですけれども、各家庭的保育事業とか小規模保育事

業の事業所を回ったりしまして、指導等を行っていくことを専らとするという、そういう専任の職員を置くということを考えてございます。その職員は、当然個別の相談にも応じますし、体系だった研修ということも考えますけれども、一つ一つ行った先にあるいはご照会をいただければその場で疑問に答えるとか、そういう中で従事者の方のスキルを上げていければというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） ぜひスキルを上げていただいて、事故のない保育を目指していただきたいと思います。

に入ります。

ファミリーサポートセンターとこれから介護などで活躍していただくボランティアの事故の件でございます。

先ほど答弁がありました。介護のボランティアはまだ実施されていないということで、そういった答弁になるかと思えます。

子育て応援券が配布され、ファミリーサポートセンターの利用や介護にもボランティアが参加し、活動がさらに活発になることが考えられます。

そこで伺います。

事故の際の補償、先ほど答弁も出ていますが、対する備えは、ボランティアなので団体や当事者任せになっているのでしょうか。現在保険や共済の加入状況の確認はどのようにされていますか、答えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 現在ファミリーサポートセンターが保険にどういう状況かということについては確認してございまして、保険にはも

ちろん入ってございますけれども、ファミリーサポートセンターにおきましては損害賠償の保険には当然ということで入ってございます。介護のほうは、先ほど申し上げましたように、まだ市が実施主体というところではございませんので、確認していないところではございますけれども、例えば生きがいサロン等、地区で行って来ている事業等はございますけれども、全部ではないというふうには聞いておりますが、多くのところでは何らかの保険には入っているというふうには聞いていないところではございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） ここで暫時休憩を行います。

休憩 午前 11 時 27 分

再開 午前 11 時 36 分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） ファミリーサポートセンターは国の補助事業でもあります。市の関係する施設や制度の中で活動するのはボランティアです。市の保険会社の対応で調停がうまくいかなかった場合は、当然市にも責任が問われることとなります。

先ほど当事者間でという答弁がありました。当事者間で解決できないのがこういった問題の通例でございます。

市民が善意で参加するボランティア活動、一括加入で市の使っている日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象とすべきと思いますが、市の考えを求めるものです。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 今ご提案いただいた保険制度そのもののちょっと中身を私存じ上げない状況でございます。やれるやれないというところがまずわからないということで、軽率な発言もできかねますので、その点についてご容赦いただければと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 残念な答弁ですが、私も長年車の販売に携わってきました。損害保険を募集する、そしてこういった傷害保険も募集する、そういう中で民間の保険会社、弁護士等が出てくると、決して被害者、そして事業をしている人たちの味方という立場にはなかなか出来ません。そういう中で私たちもいろいろな保険を選びながらお客さんに勧めて、被害をできるだけ少なくすると、そういう自分なりの活動もやってまいりました。ぜひ市のほうはしっかりこの保険制度を勉強していただいて、市民の負担のかからない、そしてさらにしっかりフォローできる、そういう制度に加入していただきたいと思います。

今回の質問は、大阪府八尾市で係争中のファミリーサポートセンターで起きた意識不明の事故による児童の係争中の問題を受けて、市民が安心して参加できるボランティアを目指して行いました。

以上でこの項の質問を終わります。

続いて、3番に入ります。介護行政についてです。

国は、施設報酬の引き下げと職員の待遇改善を発表しました。国が介護保険を引き上げる中、市民への影響について市の考えを求めるものです。

保険料引き上げで市民への影響について考え

を求めるものです。

入所施設が不足し、入所待機者がふえ続けております。待機者対策の計画を示していただきたいと思っております。

です。県内の自治体のうち市町村に移行される地域支援事業（予防通所介護、予防訪問介護）に4月から対応できるのは上三川町だけという報道がされていますが、本市は平成29年4月を期限とする経過措置期間のうち、いつごろ対応する予定なのか聞かせてください。

です。施設への報酬削減で、施設の合併や利用者の不利益が報道されていますが、市は影響をどう捉えているのか、聞かせてほしいと思っております。

以上、4点、市の考えを求めるものです。
議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） それでは、3の介護行政について順次お答えいたします。

初めに、の保険料引き上げについてお答えいたします。

介護保険料については、高齢者人口の増加に伴う要支援、要介護認定者数の増加により、介護給付費の増加が見込まれることから、平成27年度から29年度までの第6期保険料基準月額、第5期と比べて約13%増の5,100円で設定したいと考えております。

所得段階別の保険料設定に当たっては、国・県・市の公費による保険料負担軽減制度を新たに導入することにより、低所得者の保険料軽減に配慮したところであります。

介護保険料の引き上げは、第6期高齢者福祉計画の基本理念である高齢者が住みなれた地域で健康やかに生き生きと暮らせるまちづくりを支えるために重要であり、介護保険制度を継続的かつ安定

的なものにする。介護を必要とする方への適切なサービスの提供を行うことがさらに求められている中、必要最小限のご負担をお願いするものであります。

次に、の入所施設の不足と待機者対策の計画についてお答えいたします。

本市の特別養護老人ホーム入所待機者数については、平成26年10月1日現在で266人でございます。本年9月までには、新たに4つの事業所がサービスを開始し、合計107床が確保できることから、待機者数は減少するものと考えております。

しかしながら、高齢者が増加する中、待機者解消の取り組みを続けていく必要があることから、第6期高齢者福祉計画においては、広域型特別養護老人ホームを初め全部で8事業所、283床を整備し、ニーズに合わせた選択ができるような基盤整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、の市町村に移行される地域支援事業、予防通所事業、予防訪問事業にいつごろ対応する予定かについてお答えいたします。

要支援者に対する通所介護及び訪問介護の地域支援事業への移行の趣旨は、地域の実情に応じた多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりの推進を目指すことであります。

事業実施に当たっては、事業主体、サービス提供場所の確保、事業実施方針、サービス基準、単価、利用料の設定、サービス利用者、市民、関係者等への周知など、準備項目が相当数あることから、経過期間を有効に生かして、事業体系整備を図りたいと考えております。

最後に、の施設への報酬削減で、施設の合併や利用者の不利益が生じる報道がされているが、市は影響をどう捉えているかについてお答えいたします。

介護報酬の引き下げが介護サービス事業者の経

営を圧迫し、介護基盤整備にブレーキがかかるのではないが、また介護人材確保がさらに困難になり、サービス低下につながるのではないかなど、心配する声が多くあることは承知しております。

市としては、市内の介護保険事業者連絡協議会等を通して、適切な情報提供を行うとともに、事業者間の意見交換等を行い、介護事業の経営意欲の向上に努めていきたいと考えております。

また、サービス低下などにより、利用者にしわ寄せが行くことのないよう、介護サービス相談員等を含めた苦情、相談体制の充実と周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。順次再質問していきたいと思っております。

それでは、今回の保険料の値上げで本市が4,600円から5,100円と、13.3%の値上げというお話がありました。

そこで伺っていきます。

市内の加入者のうちで延べ80人余りが介護保険の滞納で利用料の3倍、3割負担の制裁を受けています。前年度は延べ55人であり、44.5%増加したということになります。健康弱者への制裁はやめるべきです。3割負担に課して納入が改善される見込みはありますか。病状を悪化させるだけになりませんか、聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 介護保険料を納めていない、滞納があるということで、サービスを利用する際に1割負担ではなく、3割負担になっている方というのは確かに存在いたしまして、毎月毎月の人数を単純に足すという、同じ人が翌月もということもございますので、実人数とは異なる

人数になろうかと思っておりますけれども、単純に足した場合には確かに去年よりもふえているというところがございます。それは単純に足した場合の数字というのは、まさにそのとおりでございます。

こういう制度をなぜやっているかといえば、議員もご承知のことでございますけれども、やはり保険料という介護保険を利用される方、皆さんが利用されない方も含めまして、いわゆる1号被保険者の皆様が所得に応じまして、均等に平等に負担すべき保険料というものの負担をお願いしたいと。その公平感を維持する必要があるというところからでございます。

国保税のときにもお答え申し上げましたけれども、介護保険料の徴収におきましても、当然きめ細やかな納税相談等、税ではございませんけれども、納付の相談等には対応しているところございまして、保険料については税と違うというようなことはございませんので、やはり納める方の公平感の維持というところからは、引き続きこういう制度を維持していく必要があるのかなというふうに思うところがございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） きめ細やかに対応しているというお話と公平性を維持する立場からという言葉が国保と同じように示されました。ただ、違うのは、介護の場合は健康弱者です。ここを強調しなければなりません。健康な方が収入があって納めないのとは全然問題が違います。そういうところはどのように捉えているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 国民健康保険税の滞納といいますのは、確かに一律にこの人数というのは、国保に加入している方から単純に出ると。

今議員が問題にしております3割負担を強いられている方というのは、1号被保険者のうち、まさに介護給付のサービスを利用されている方と。何らかの支援なり介護なりが必要な方だということは、まさしく議員ご指摘のとおりかと思えます。

ただ、介護保険料につきましては、それぞれの皆様の所得に応じた段階別の調整も当然しているところがございます。一律に単純に同じご負担をいただいていることとは違うところもございますし、それぞれ状況に応じまして、先ほども申し上げましたけれども、ご相談を申し上げまして、状況に応じたきめ細やかな対応をとらせていただいているところがございます。

同じ繰り返しの答弁で大変恐縮でございますけれども、引き続きこのような対応が必要かなと思うところがございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 健康弱者への制裁は、直ちにやめるよう強く求めるものです。

に入ります。入所施設の不足の問題です。入所待機者がふえ続けています。そういう中での答弁がありました。全国での入所待機者は52万人となり、社会問題化しています。

そこで伺っていきます。

26年度の3月末の市の入所待機者は243人で、このとき市長は徐々に解消していくものと答弁しました。昨年9月、補正予算で10床分ふやしたものの10月1日の待機者は、先ほど部長が答弁したとおり263人となり、20人ふえています。待機者解消のための計画となっていますか、改めて考えを求めます。

先ほどの107床、ことしのうちにふやしてと、さらに200床を超える計画があるという答弁がありました。こういった人たちは現在保険料を納

めているにも、利用できないという状況にあります。こういう状況をどのように捉えているのかも、あわせて答えてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 最初にお答えしたところと重なるお答えにどうしてもなってしまいますけれども、現実には特別養護老人ホームへの入所の待機者の方がいらっしゃるという事実は当然捉えております。

昨年9月末、10月1日時点での266人というのはそのとおりでございます。ことし9月までには107床ほど確保されると。それによって減るものというふうには思っているところがございます。

さらに、第6期の計画の中では、283床の整備を予定しているというのがまさに事実でございます。そういう施設整備をすることによって、少しずつではございますけれども、入所待機者の方が減るのではないかと。当然減ってもらわなければ困るところでございますけれども、ということで計画を着実に推進していくことが必要かなというふうに思うところがございます。

現に入れにくい方をどういうふうに認識しているのかということでございますけれども、それぞれの要望を受けて、包括等から上がってきた数字を集計して、つかんでいるところはまさしくこの数字でございますから、報告したとおりでございます。そういう方がいらっしゃるということは、まさに認識しているところがございます。ですから、整備計画をつくり、少しでも減るようにと、努力しているところがございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） ぜひとも入所待機者の

ための整備を早急に求めるものです。

に入っていきます。通所、訪問介護に関する質問をいたしました。経過措置を有効に生かすと、そういう答弁でございました。地域の実情に合わせて対応するというところでございます。期限が全くはつきり出ませんでしたので、こちらの再質問もしていくものがちょっとはつきりできないという状況もあります。

先に進んでいきます。

介護制度の構造から来る困難さもあると見てとれます。急がず、市民に負担がかからない方法でしっかりと取り組んでいっていただきたいと思えます。

厚労省は早目の実施を促していますが、多くの自治体は準備が整わず、二の足を踏んでいる状況です。体制が整わないまま17年を迎えると、要介護者が必要なサービスが受けられない、こういう状況になって大変保険料は納めているけれども、使えないというこういう状況になります。そうした中で市は介護の改定で、自治組織やボランティア、NPOなどから多様なサービスが受けられるようになると、こういう説明をしてきました。

一方でNPOやボランティアなどの担い手の確保が難しく、初年度の移行に踏み切らないケースが多いとも報道されています。

そこで伺います。

市はNPOやボランティアの確保などは、どのような状況になっているのか聞かせていただきたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 地域支援サービスにおけます事業の中身の検討につきましては、これからというところが実情でございます。これから先ほど申し上げましたけれども、どのような形

で、どのようなサービスをどのくらいの金額で、それによってはどういう部分をボランティアの方に担っていただくのかというところは、これからの検討の課題でございます。現状その期間は当然守らなければなりませんので、いざというときに市民の方が利用されようとする方が困ることのないように、万全の体制で進めたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。ボランティアなど地域の善意の資源を生かせる対応を求めて、この項の質問を終わりたいと思えます。

続いて、4番に入ります。防災、減災に向けてです。

県は地震、減災に向けた計画案をまとめました。県民や県、市町が取り組む対策について市の考えを求めるものです。

です。家庭の火災報知機の設置や家具の転倒防止機器の設置率を向上させるための補助や自治会での共同購入は考えられていないのでしょうか。

です。火災報知機の設置率が向上しない理由をどう捉えていますか。

です。自主防災組織の結成促進や非常用食料、飲料水の備蓄に関する周知や啓発の計画はありますか。

以上、3点、市の考えを求めます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） それでは、4の防災、減災に向けてについてお答えをいたします。

の家庭の火災報知機や家具の転倒防止器具の設置率を向上させるための補助と自治会での共同購入は考えられないかと の火災報知機の設置率

が向上しない理由をどう捉えているかにつきましては、関連がありますので一括してお答えしたいと思います。

まず、住宅火災報知機につきましては、消防法によりまして新築住宅については、平成18年6月1日から、既存の住宅については平成21年5月30日までに、その設置を所有者と関係者に義務づけしておりますが、設置しないことに対する罰則規定はございません。

黒磯那須消防組合及び大田原地区広域消防組合では、イベントや講習会などでの設置の周知啓発を図っておるところでございます。

また、婦人防火クラブにおきましては、共同購入による普及促進活動を行ってまいったところでございます。

しかしながら、本年度、両消防組合で実施しました調査の結果では、両組合とも那須塩原市内の管内における推計の設置率、これが約52%となっております。設置率が低い理由としましては、設置が義務であることを知らない。あるいは火災に対する危機意識の問題、それから、高齢者等でみずから設置がなかなかできないというふうなことが考えられるかと思えます。

火災の早期発見につきましては、人的、物的被害の軽減につながりまして、栃木県地震減災行動計画案にもありますように、住宅火災報知機の設置率向上による減災効果が期待できるところでございます。

市としましては、補助制度の新設による対応ではなく、設置義務者であります所有者等への周知や地域での取り組みを推進することで、設置率の向上を図っていききたいというふうに考えております。

具体的には、毎年度5月に市内全自治会長を対象に開催しております自主防災組織に関する説明

会において、地域防災活動として自主防災組織あるいは自治会での共同購入、設置協力などの取り組みをお願いしていききたいというふうに考えているところでございます。

また、消防組合で行っております設置状況調査での指導、それと市の広報紙あるいは地域での防災訓練、防火講習会などでのチラシの配布などで、周知啓発に努めていききたいというふうに考えているところでございます。

また、家具の転倒防止につきましても、住宅火災報知機同様の対応によりまして、設置率の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また次に、の自主防災組織の結成促進や非常用食料、飲料水の備蓄に関する周知や啓発の計画はあるかについてでございますが、自主防災組織の結成促進につきましては、3月3日、TEAM那須塩原、君島一郎議員の会派代表質問でお答えしたとおりでございます。

非常用食料、飲料水の備蓄に関する周知や啓発についてでございますが、市で備蓄しております備蓄品につきましては、品目、数量等の一覧を那須塩原市地域防災計画資料編、こちらに記載しているところでございます。

この那須塩原市地域防災計画資料編については、市ホームページに掲載しておりますので、掲載の周知について自主防災組織に関する説明会等において、その説明を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、個人や自主防災会等での備蓄促進につきましては、全戸配布しておりますハザードマップ、これが現物になりますが、このハザードマップのこのページのほう、半裁でありますけれども、こんな形でどういうふうなものを備蓄していただきたいのかというようなことを載せてございます。

自主防災組織に関する説明において、資料配布し説明を行うなど、周知、啓発に今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のために休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） それでは、午前中に引き続きまして、再質問を続けていきたいと思えます。

ずらずらと火災報知機の設置率、地震減災の行動計画案について答弁がありました。

栃木県によると、2014年度の県内家庭の火災報知機の設置率が32%で、本市の場合50%、県のほうは50%を目指していると、10年間に50%を目指す、そういう計画です。

部長の答弁ですと、那須塩原市の設置率52%、既にいっているということです。大変すばらしいと、大変喜ばしいことです。

さらに、この県のほうの計画は続くということになっていますので、さらに高い設置率を目指していただきたいと思えます。

答弁の中に設置率が伸びない理由というものの中に制度があるのを知らない、高齢で取りつけれないというような言葉も出てきました。あわせて消防本部でもデータを持っていないとする家具の転倒防止器具の設置対策ですが、実施を予定し

ている自治体もあります。高齢世帯や障がい者世帯を対象にした家具の転倒防止器具の購入と市内業者による取り付け工事費用、上限1万円を全額補助する制度を新設予定している埼玉県蕨市があります。蕨市は、みんなに温かく住みやすいまちを掲げています。那須塩原市の自然にも人にも優しい那須塩原市に似ています。

本市の27年度の4つのキーワード、市長の市政方針です。未来を守る災害対応力の強化のために、優先課題推進枠に挙げられています。

そこで伺っていきます。

高齢者世帯や障がい者世帯を対象にした家具の転倒防止器具と市内業者による取り付け工事、上限1万円費用があれば、この家具の転倒防止器具が取り付けられるという見通しのもとに、先ほどの蕨市はこういう制度をつくりました。那須塩原市もこういうところは積極的に競争していただいて、こうした制度の新設を求めるものです。考えを求めます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 先ほどの答弁と繰り返になってしまうわけでありますけれども、やはりその設置義務者でございます所有者等の皆さんにつきまして、周知のほうを徹底してまいりたいというふうに考えておるところでありますので、現在のところそういうふうな考えは持ち合わせてございません。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 非常に残念な答えです。

市長がこうした優先課題枠を設けている中に、そうした制度をぜひ組み込んでいただきたいと思えます。

先に進みます。

先ほども市政方針の未来を守る災害対応力の強

化のために優先枠があるということを申しました。これを受けての火災報知機のさらなる設置向上の目標とか施策は計画されているのでしょうか、聞かせてください。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 火災警報機の設置率向上というようなことで、今後どんな対応というようなことかと思えます。先ほど補助金のお話が転倒防止器具につきましてはお答えしたとおりでありますけれども、火災報知機につきましては、那須塩原市につきましては高齢者、それから身障者への給付というようなものは行っておりますので、つけ加えて答弁させていただきたいと思えます。

今後につきましては、やはりこれも繰り返しというふうなことになるわけでありませうけれども、いろいろな機会を捉えまして、例えば広報はもちろん、ホームページはもちろん、それから消防まつり、そんなところで火災警報機あるいは転倒防止装置、そういったものについての周知、PRをしていきたい。また、消防のほうでも火災警報機のほう立入検査といいますか、調査しておりますので、そんなときにも火災警報機だけではなくて、やはり転倒防止の設置がどうなっているのか、そんなところも消防のほうとよく協議をしまして、進めていきたいというふう考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 市長。

市長（阿久津憲二） 一言、私のほうからも火災報知機、大変設置率が高いと、多分相当近隣等見ても高いはず。私は、何でそうなのかなとずっと思っておりましたが、これいろいろ要因がありまして、1つは那須塩原市内の消防団、この活動が人口確保は大変で非常にモデル的な活動をしてお

ります。

それにあわせて女性防火クラブ、これ黒磯は婦人防火クラブと言っていますけれども、県では女性防火クラブ、これが実は黒磯地区の総会に毎年私と議長がお呼ばれしているんですけれども、これが地道な販売しているんですね。ことしの総会に行ってみてびっくりしたんですが、みんな1つの集落あるいは1つのコミュニティー、そういうところでは10個、15個だけれども、ことしの販売総数は1,400個を上回ったと。これ毎年やっているわけなんで、そういう面では今後とも図るといいですか、お願いをしたり、特例をしてさらに上げていきたいと。

ただ、消防団の日常の活動も非常にモデル的な活動が展開されているのが下地にあって、そういうことが起こっているのではないかと、私は考えておりましたので、今後とも努力を重ねたいと思えます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 私のほうで思わず笑みがこぼれてしまいました。私がかれから言おうとしていたことを先に言われてしまいました。消防団の活躍は目覚ましいということで、私が数年前にこの質問をしたときには、頼りになる消防団がいるからというのが設置率の上がない理由として挙がっていました。今はそれが立派に効果的に作用して、設置率がふえているんだろうと、私もそういう話を聞き及んで、今言おうとしていたこと。先に市長のほうから出していただきました。ありがとうございました。

さらなる設置率の向上を目指すよう求めます。

に入ります。

自主防災組織の促進とおの市の市民各自が備える備蓄について伺っていきます。

既に答弁のほうは、ハザードマップなどを使っ

て啓発を行っているというお話が出ています。そういう中で、県のほうが新たにこうした計画を設けたということは、さらに進めていきたいという意図があつてのことだと思います。非常用食料や飲料水の備蓄に関する周知や啓発では、市民へのアンケートという形、ぜひさらに進めるためにハザードマップということだけではなく、アンケート調査などを行う考えはあるかどうか、聞かせていただきたいと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 備蓄品に関するアンケートを行ってはどうかというふうなご質問かと思えます。

現在備蓄品につきましては、県のほうで最大規模の地震、マグニチュード6.9ですけれども、そのような状態のときに、どのぐらいの避難者が出るのかあるいは帰宅困難者が出るのかというような推計をさせていただきます。それに基づいてどういうふうな備蓄品、それからどのぐらいの数量が必要なのかというようなことを予想しまして、計画的に現在その備蓄のほうをしているわけでございます。

そんなことでありますので、例えば何を備蓄しておいたらいいのかというのは、先ほど申し上げましたように、ハザードマップのほうでこれこれ食料であるとか、資機材であるとか、ロープであるとか、そういったものをふだんからご家庭では備蓄をしておいてくださいというふうなお願いをしているところでございまして、現在のところはそういうふうなことで進めておりますので、特段そのアンケートを実施するというふうな考えは、現在のところは持ち合わせてございません。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁をいただきました。

災害対策は、自治体や地域で取り組むものと、みずからが備えなければならないものがあります。災害が多発する中で、市民の意識も高揚している時期です。さらなる防災対策の拡充を求めて、この項の質問は終わります。

続いて、5番に入ります。農業支援についてです。

政府は公約を投げ捨て、T P P 妥結に前のめりになっています。市の基幹産業と位置づける農業を守り、地域の特性に合った食糧の自給率を向上させる対策を示していただきたい。答弁を求めるものです。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 高久好一議員にこの項について、私からお答えをさせていただきます。

那須塩原市においては、広大な農地と首都圏にも近い立地条件を生かし、ホルスタインの生乳を初めとする畜産物や米、野菜など農産物の生産が盛んに行われており、食糧の供給に大きく貢献している地域でもございます。

しかし、いまだに先行きが不透明なT P P問題、国における農業政策の見直し、円安による輸入飼料の高騰、米の消費減少など、農業経営はかつてない大変厳しい状況にございます。

那須塩原市における農業は、基幹的産業であることは言うまでもありませんが、今後さらなる農業振興を図るためには経営の効率化、消費動向に対応できる農業への転換が必要となります。短い言葉で結論的に申し上げますが、農業者の所得確保と食糧自給率向上に向けて、地域の特性を生かせるさまざまな支援を行っていくのが唯一の振興策につながると考えておりますので、第1回の答

弁とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） 答弁がありました。

国産米の減反割り当てが4割を超えています。TPP交渉でミニマムアクセス米を政府は農家の備蓄米をふやす要請に対し、甘利TPP交渉担当相は、ふやした分の半分の5万tをアメリカ産米の特別枠にする考えを示しました。残念ですが、辞任した西川農水相も否定をしませんでした。

きのうの人見議員の質問で大方の答えは出たと思いますが、小さな米農家の代表として質問を続けていきます。

今日の農業の困難さ、食糧自給率の低下は、歴代自民党農政が進めてきた農産物の輸入拡大や価格、所得政策の削減、中小経営の農業政策対象からの排除などが主な要因で、農家や農協の責任ではありません。

先ほど市長が述べた米価暴落と米余りを受けて、市は本年度食用米から飼料用稲などへの転作転換を促すため、県と市、JAなすの、市内4つの酪農協による検討を立ち上げたとしています。きのうの答弁で検討会では、すぐに農家と稲作農家のマッチングができるわけではないが、地域内での飼料の需給が高まれば飼料代の低減にもつながると、こう述べたとも報道されています。

そこで伺っていきます。

大きな農家や農業法人は財政支援制度が受けやすく、対応ができるかもしれませんが、しかし、小規模の農家は作付転換するにも設備が整わず、年数がかかります。飼料稲、飼料米の支援政策は何年ぐらい続くと見込んでいますか。

また、認定農家にならない農家の支援についての考えを求めます。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） まずは、今の作付奨励金が何年続くかということでございますが、国のほうとしましては米の政策転換というものを平成25年度に打ち出して以降、ずっと現行まで進めているわけでございますが、そんな中で国主導の米政策から個人主導への米政策、やはり選択肢に幅がある、個人が選択できる方向にということなので、国が動いているという動向がございますので、いずれはそういうことからいたしますと奨励金というものも低減してまいる話になってくるんだと思いますが、それがいつなのかということをお私に問われてもちょっとお答えかねないということがございます。

あとは、認定農業者以外の方の要は支援ということなんだと思うんですが、小規模の農家の方でもやはり高付加価値の農産物をつくってみたりだとかあるいは今現在つくっているものを産直に出して、少し現金収入を得たりとかということなところの部分というのは、市としても手だてをしていかなくちやならない部分だなというふうに思っているところはございます。

そんな中で、きょうの伊藤議員のご質問にお答えしたんですけれども、やはり集落営農という高阿津の話を見せていただきましたが、個人でどうしても農業経営ができなくなってしまう、高齢化の問題あるいは後継者がいないというようなところであれば、そういう営農団体というのをつくりながら、5名以上の方で組織をすれば、認定農業者と同じ補助というものを受けられるということでございますので、そんなものを一つの解決策にしていければなど。そういうものを奨励しながらPRしながら解決策にしていければなどというふうに思っているところです。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 11番、高久好一議員。

11番（高久好一議員） ありがとうございます。
た。

国・県・市の支援制度あらゆるものを使って、
しっかりと対応していただきたいというような励
ましの言葉だったと思います。

今必要なことは、家族経営を基本にした多様な
農家、生産組織などが農産物の再生産を続け、後
継者を確保できる展望の持てる農政です。国は、
TPP交渉からの撤退も決断すべきです。そうし
た方向こそ国民が求める安全な食料の安定供給と
農村社会の維持発展を保障する道だと確信するも
のです。

今回は5つの質問をいたしました。そうした中
で誠実な答弁をいただきました。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（中村芳隆議員） 以上で、11番、高久好一
議員の市政一般質問は終了いたしました。

鈴木伸彦議員

議長（中村芳隆議員） 次に6番、鈴木伸彦議員。
6番（鈴木伸彦議員） それでは、議席番号6番、
志絆の会、鈴木伸彦でございます。

ただいまより市政一般質問を通告書に基づき、
質問をさせていただきます。

1、市町村合併について。

3市町が合併し10周年を迎えた節目に、次のこ
とをお伺いいたします。

合併10周年を迎え、本市の合併への所感をお
伺いいたします。

人口減少、高齢化社会を見据え、隣接市町と
の再合併はあるか。また、なぜそう考えるかをお
伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員の質

問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 鈴木伸彦議員に、私からま
ずお答えさせていただきます。

市町村合併についてでございますが、順次答え
ていきたいと思っております。

合併10周年を迎えて、本市の合併の所感につい
てですが、この合併の効果として何といたっても行
財政の効率化、合理化、そして人件費等の経費、
これについても着実に削減をされており、合併の
スケールメリットを生かした大型事業も実施でき
たものと考えております。

また、県内の他市と比較いたしまして、本市の
人口減少率が低いことは、合併により大きな市と
なったことで、一部には過疎的な部分も混在して
はおりますが、地域の存在感や地域全体のイメー
ジアップにもつながったものと考えております。

次に、人口減少、高齢化社会を見据え、隣接市
町との再合併はあるか、またなぜそう考えるか
についてもお答えをさせていただきます。

隣接する大田原市や那須町とは、本市と同一の
生活圏を形成しており、人の交流だけではなく、
物流も盛んであり、火葬場、消防などは一部事務
組合で既に連携を行っております。

今後におきましても、その広域的連携の必要
性は高まっていくものと思われまますので、時代の
変化に対応しながら住民サービスを安定的、継続
的に供給していくための一つの方策として、近隣
市町と広域的連携に取り組んでまいります。

しかしながら、現段階での今後の新たな合併
につきましては、本市にとって財政力の低下が大
変懸念されているため、合併について今考えるこ
よりもむしろ、将来を展望した本市の定住促進
策のさらなる推進のため、計画的な行政運営を
まずは最優先に行い、本市の力を蓄えていくことが今

は何よりも重要であると考えておりますので、新たな合併については、大変否定的な意見を持っております。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 市長、どうもありがとうございます。

この質問をさせていただいたのは、隣接市長が当選間際にした翌日にですか、合併の話を私の知らない間に新聞報道で出していたと。それからことしに入ってからだと思うんですが、やはり同じようなことを聞かれて、新聞でも読みましたので、一度こういう場で市長の考えをお伺いしたいなと思っております。

それで、質問させていただいたわけですが、私も議員をさせていただいて今8年ほどたっておりますけれども、まず合併10周年ということですが、3市町の私は旧西那須野町の住人で、今もずっと暮らしておりますけれども、市長が平たい感想を述べていたような気がしますけれども、一住民の感想をここで若干だけいい機会ですので語らせていただきたいと思うんですが、きのう何日か前の議員の中にもありましたけれども、合併することによるメリット、デメリットの感じですが、特に合併のデメリットというものがあるとすれば、確かにお祭りとか運動会とか球技大会とか、そういった地域のものがかなり減りました。西那須野だと、高柳運動公園で緑町健康マラソンみたいなものあったり、地区対抗でやっていたんですけれども、そういったものの行事がなくなってしまった。

それから、町ぐるみの運動会で、地区対抗でやっていたものがなくなってしまった。そういったものをたまにですね、今でも復活しろよというふうに私など言われることがございます。

そういったこと以外は、あとはコンパクトな町

でしたので、合併をもししていなかったら話なんでしょうけれども、道路整備が計画どおりもうちょっと進んだかなとか、学校がもう一つできたかなというような話もございますが、学校については人口減少、子どもたちの数が減るという中でもう1校つくることがいいかどうかというのは、学区審議会の中でもありましたけれども、必ずしもつくったほうがよかったかということについては、今の状態でも私はいいのではないかという感想も持っております。

市長がおっしゃられたように、2番の総括になってしまうかもしれませんが、歴史的背景、それから交通アクセスとか、観光地とかそういったものがあって、私の知っている範囲では、合併はどうだったかという話も聞くことはあるんですけれども、必ずしも前向きでない意見を持っている人もまだ少しはありますけれども、トータルで見ると、私も長い目で見るとやはりスケールメリットが出て、一体感が持てた、一体感は今後もつくっていく必要があるかと思うんですけれども、いい合併だったのではないかなというふうに感じているところです。

そういったことで、今後も市長がおっしゃったように、新たな合併というのは否定的だという意見でありましたが、地元の私が暮らす周りでは、当初の合併に対し、面積が広がって、やはり自分たちの地域を見てもらう感覚がどうも足りないような感じが、今でも多分している人はいると思うんですね。これが大田原とか、那須町とかと合併すると、なおさら市からの住民サービスへの目が行き届かなくなるのではないかという思いもありまして、なかなかそうですかという感じを私はさらなる合併というのは実は持っていない。なので、このあたりは市長のおっしゃられたような形で、これからも今あるいいところを生かして、こ

れ以上に合併するより、今ある状態がこの地域では一番財政的にも効率がいい。それから当然行政サービスもやりやすいという、本市にとっては、これ以上の合併をせずに、このいい状態でさらなる市の発展を目指すことが市内住民のためであろうと、私もそのように考えておりますので、終わります。

ここで再質問ということは、多分同じような感じだったものですから、市長の考えをお聞きできたので、これで納得しました。ありがとうございました。

では、続きまして、2番に移らせていただきます。

下水道区域変更について。

現在の下水道事業は、平成22年度に都市計画法、下水道法に基づき事業認可を受け、実施している事業であり、今年度が最終年度となるため、平成22年度に策定した那須塩原市生活排水処理基本構想及び全体計画との整合を図り、事業計画期間の延伸と計画区域の見直し（拡大）をあわせて行うところであるが、次のことをお伺いします。

大山小学校周辺は、都市計画法の無指定区域であるが、今回拡大した下水道布設する理由は何が。

受益者負担が原則であると思うが、一般財源からの繰入金額は考えているか。

西那須野駅周辺地域の整備状況についてお伺いします。

市内全域の事業計画区域で当初計画どおりの収支見込みがとれていない区域はあるか。

新市計画を実施していく上で、市内地域別人口の増減を将来に向けてどのように想定しているか。

今後、大山小学校周辺の下水道整備を進めていく中で、都市計画法に基づく用途指定の変更は

考えているか。

よろしくお願いたします。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員の質問に対し答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（須藤清隆） それでは、2の下水道区域変更について順次お答えをいたします。

初めに、大山小学校周辺は、都市計画法の無指定区域であるが、今回拡大して下水道を布設する理由は何かについてお答えいたします。

現在、西那須野地区で進めております下水道整備のうち、用途地域外の区域につきましては、特定環境保全公共下水道として下水道整備を進めているところでございます。

今回、拡大を予定している大山小学校周辺は、那須塩原市生活排水処理基本構想におきまして、公共下水道で整備すべき区域として、下水道全体計画に含まれており、大山小学校や県立那須清峰高校、県立那須特別支援学校等、公共施設が多く立地し、近年市街化が急速に進んでいることから、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図るため、事業計画区域を拡大するものでございます。

次に、の受益者負担が原則であると思うが、一般会計からの繰入金額の増額は考えているのかについてと、の市内全域の事業計画区域で当初計画どおりの収支見込みがとれていない区域はあるかについての質問は関連がございますので、一括してお答えいたします。

下水道を使用するに当たりまして、受益者からご負担いただくものにつきましては、建設時の負担金と下水道の使用料の2つになります。

負担金につきましては、管渠布設のための費用の一部に充当しております。

下水道の使用料は、管渠を含みます下水道処理施設の維持管理費や起債の償還費に充当しており

ますが、現在全額は賄えずに不足分につきましては、一般会計からの繰入金で賄っている状況でございます。

一般会計の繰入金でございますが、平成23年度、平成24年度は約14億円、25年度は約15億円であり、今後も同程度の水準で推移していくものと考えております。

続きまして、西那須野駅周辺地域の整備状況についてお答えいたします。

西那須野周辺地域の下水道整備につきましては、現在下流地域である二つ室、緑地区から整備を順次進めているところでございまして、今後も整備の進捗状況を見きわめながら、全体計画区域の中で西那須野駅周辺に向かって順次区域の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、新市建設計画を実施していく上で、市内地域別人口の増減を将来に向けてどのように想定しているかについてお答えいたします。

市全体での将来行政人口予測は、減少傾向にございますが、今回の拡大区域につきましては開発が進み、人口が増加する傾向にあることから、それに伴います公共用水域の水質悪化を防止する観点から、特定環境保全公共下水道により下水道整備を行ってまいります。

また、生活排水処理の上位計画でございます新栃木生活排水処理構想に基づきまして、市内各地域の実情や地域別人口増減を考慮した集合排水処理、個別排水処理対策を行うことで、効果的かつ経済的に整備を推し進め、公共用水域の水質の保全を図ってまいりたいと考えてございます。

最後に、今後大山小学校周辺の下水道整備を進めていく中で、都市計画法に基づく用途地域指定の変更は考えているかについてお答えいたします。

都市計画法に基づく用途地域は、機能的な都市

活動推進、良好な都市環境の形成等を図るため、都市の将来像を想定した上で居住、商業、工業、その他の用途を適切に配分し、建築物の用途、密度、形態等に関する制限を設定するものであります。

本市の都市計画マスタープランでは、大山地区の国道400号と市道睦石林線間の地域は、市街化を進めるゾーンとして必要な生活道路の整備等を進め、周辺環境と調和したゆとりある豊かな住宅地の形成を進める市街化検討ゾーンに位置づけられております。

このような中で、国の基本的な考えを示しました都市計画運用指針においては、農業振興地域など農業上の土地利用が図られるべき地域については、用途地域を指定すべきでないとしておられまして、当該地区はこの農用地が多数混在していることから、用途地域の指定は当面難しいものと考えております。

これらを踏まえ、今後、大山地区周辺の下水道整備を進めるに当たっては、当面の間、今後の人口の動向、市街化の進捗状況を見据えながら、用途地域外の人口密集地区を特定環境保全公共下水道として整備を進めてまいります。

以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 丁寧にご答弁ありがとうございました。

私も仕事柄、この地域の土地勘が何となくありまして、平成に入ってからこの地域の人口が環境、学校は高校が2つ、拓陽高校、清峰高校があって、あそこに家を建てたら大田原のほうに行くにも、将来は子育てするにもいいんじゃないかなという地域であり、意外と大田原市内とも密接してしまっていて、将来に向けての住環境がすごくいいんだなというふうに思っておりました。

そこへつけて、近年400号が通りまして、そこへ大型ショッピングスーパーもできたということで、本当にこの那須塩原市の中でも合併する以前からですけれども、あそこの環境はすごくいいなと思っていたところでありましたが、なかなか下水道がない田舎でなかったんですね。分譲地をつくるにも合併処理浄化槽などになるわけですから、処理はしても地下放流のような形になってしまうので、下水道が早くここへは来るといいなと思っていたところでありました。

今回このような拡大ということで、事業が認可されたということかなと思うんですが、できるというのは大変喜ばしいことだというふうには考えております。

1番の答えに対してなんです、続いて2番なんです、下水道計画した時期というのは平成22年、前回はですね。またその前があると思うんですけれども、実際は那須塩原市もそうですけれども、全体としては人口が減少していく、そういった中でこういった下水道をふやして整備していくということは、本当にいいことではあるんですが、若干繰入金という部分がどうしても出てしまうと。そうすると、普及率でいくと100%では、水道のように90何%という形ではないと思うんですね。そうすると、使用している、できる人と使用できないけれども、一般財源から税金が払われているというあたりをちょっと確認したくて質問させていただきましたが、この繰入金というのは、増額はないということですが、逆に言うとゼロに近づけていく方向というのはないんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（須藤清隆） 下水道事業会計に伴いまして、一般会計からの繰入金につきましては、総務省のほうで基準内繰り入れと基準外繰り入れ

という形で、まず基準内繰り入れにつきましては、総務省で認められた基準に基づいて、一般会計から特別会計に繰り入れするものがございます。

議員ご指摘の繰入金を減らすものにつきましては、使用料のほうで先ほど答弁でも申しましたとおり、汚水処理費に対しましてまだ不足が生じておりますので、それらを解消すべく、佐藤議員にもちょっとお答えしましたとおり、料金改定に向けまして現在審議会のほうに諮問をいたしまして、審議をいただいているところでございます。

そのようなことから、できるだけ今後その基準外繰り入れにつきましては、縮小していく方向で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

基準外、基準内があるということで、市の中でも多少繰入金の調整はできるということだと思うんですけれども、公平性ということの観点からだけではすけれども、なるべくであれば今後一般会計のほうで将来に向けてだんだん財政上、社会保障費がふえていく中で、なるべく繰入金を減らす方向で行ってほしい。

また、その繰入金を減らすにも、無駄を省ける部分というのがどこかにあるのではないかなど。維持管理面とか管理運営費の中であるのではないかなと思います。

それからもう一つ、ここにある全体の計画の中で当初計画はされているけれども、人口が近年予定どおりふえていないところがあるかどうか。そこをこれからあえて工事してつくっていくのかどうかというあたりの検討などはされているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（須藤清隆） 人口が減っていく中で、その下水道の全体区域でよろしいんでしょうか、そういう形の見直しがあるかのご質問だと思いますが、先ほど申しましたとおり、平成23年2月に策定をいたしました那須塩原市生活排水処理基本構想におきましては、将来の人口の減少を見据えまして、費用対効果を十分検討した中で、それまで公共下水道全体計画の区域等を大幅な見直しを行いまして、現在の計画につきましてはそこを見越した中で縮小したところで、現在の計画に至っております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） 大体おおよそ理解できました。

人口は減少していく、それからコンパクトシティ化をしていく、そういった中でも生活環境をよくしていくということの中でのバランスをとっていくことだと思うんですが、そういったところにさらなるできれば繰入金を減らす。または、使用料が上がってしまうというのもやはり何とも言えないことなので、その辺のバランスは審議会ですかの中でもよく検討しながら、判断が出てくるのではないかと思いますので、慎重にお願いしたいと思います。

では、3番のほうに移らせていただきます。

那須塩原駅周辺の整備状況ということですが、これはつまるところ計画があって、下流側から工事が進んでくるということで、ここ的大山周辺が終われば、そのまた周辺に関しても管渠が上流に延びてくるということの説明だと思いますので、これは了解いたしました。計画があるということで、できるだけ早く整備されることを願っております。よろしくお願いたします。

4番は、先ほどの一緒だということで、その先

に進めたいと思います。

5番についてもですね、人口減少は必ずしもふえないということで、私も具体的な統計で実は教育課のほうで小学校、中学校の児童数を出していただいたんですね。子どもたちがどのようにふえているかというのを見ましたら、大きい数字は27年からずっと平成32年までの表があるんですけども、小学校、中学校ありますが、小学校ですと5年たつと西小学校がマイナス44人、大山小学校が34人などという形になっています。少ないところ、増というところはほとんどないんですけども、これはもともと母数が多いので、多いんですけども、総じてみますと大体10割弱ですか、特に中学校を見ると3学年なので、200から300ぐらいの規模数でいうと大体45人、47人というのがほとんどにおいて減少ですね。

そういった中で、これから子どもたちの数は間違いなく減っていくという、こうなるだろうというデータなんでしょうけれども、出ているということで、下水道もつくってしまうとずっと管理していかなきゃいけないということで、その辺は先ほどの話の中でもきちんと考慮して計画を立てているということで、人口については了解しました。

それから今後、大山小学校周辺の下水道整備を進めていく中で、用途地域の指定は考えていないと。確かにあそこは、大山小学校の大山というのは大山農場のあったところで、確かに今は大分都市化が進んでいますけれども、まだ優良な農地が残っているということで、一緒にたに用途地域にするということはないということで、それも了解しました。

恐らくそんなに人口は伸びていかないんでしょうけれども、でも私の住んでいるあたりだとあそこが一番生活がいい、住環境が整っているだろうということなので、時間がたつにつれてどうい

状況が変われば、また改めて都市計画法の中では検討されることもあるんだろうと思いますが、これもそういうことだということで考えていないということで了解はいたしました。

この下水道というのは、世界的な歴史からいくと、産業革命のころにイギリスのリバプールですが、あの辺で人が密集したころに、道路に汚物を投げたりして、衛生がすごく悪かったあたりから、下水という考えができた。

日本でも、4、50年前に東京都に人口が集中してきたあたりから、あと工業が発達したころから、河川が汚れたりということで整備されてきて、当初はそういうところだけだったんでしょうが、これが下水道整備法に基づいて全国に広まってきたということのようです。

ちょっと余談になるんですが、下水道というのは学校とかコンサートホールとか道路とかと違って、なかなか目に見えない施設なんですよ。ここにいる職員の方々、それからここにはいらっしゃいませんけれども、民間の業者の方々でこういった下水道にかかわっておられる方、目に見えないだけに感謝されることは、私は少ない仕事だと、常々感じております。実は、私もこれに関係していた仕事をしていましたので、縁の下の力持ちだなというふうに思っていました。

しかしながら、これは社会において重要な役割を担っているものであります。そんなふうなので、自負を持って職務に励んでいただきたい、そんなふうにあります。

こういう言葉があります。ちょっと余談です、これも。大切なものは目に見えない、これサン・テグジュペリが言っていて、これは心の話ですけれども、本当に目に見えないものに大切なものがあるんだということで、ちょっと余談でしたけれども、下水道というのは社会にとって重要な

ものであるということで、これからもよろしくお願いたします。

ということで、2番については終わらせていただきます。

続きまして、3番に移らせていただきます。

那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定と牛乳の消費拡大について。

条例制定の趣旨は、市民一人一人（市、生産者、事業者、市民）が地域への愛着と誇りを持ち、それぞれの創意工夫により役割を果たすことで、地域の活性化の推進を図ることを目指すとあるが、制定に向けてお伺いたします。

市民への条例の理解を深めるために本市に酪農が定着し、生乳生産本州一になった歴史的背景を普及、啓発する考えはございますか。

牛乳の消費拡大を図るため、イベントに乳しぼり体験などを盛り込み、生産者との連携、協働を取り組む考えはあるか。また、ある場合はどのようなイベントを想定しておられますか。

流通や6次産業化も含め酪農家の所得が上がる政策は今後どのように考えておられるか、よろしくお願いたします。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員の質問に対し答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） それでは、3の那須塩原市牛乳等による地域活性化推進条例の制定と牛乳の消費拡大等についてお答え申し上げます。

初めに、の生乳生産本州一になった歴史的背景を普及啓発する考えはあるかについてお答えいたします。

酪農家が入植当時から現在に至るまでの経緯や背景を知ることは、市民一人一人が地域への愛着と誇りを持つために大切なことと考えております。

市は平成21年に本州一の原点と題しまして、なぜ酪農が本市に定着したのかという開拓の歴史を広報なすしおばらに掲載しておりますが、本条例の制定を機に、条例の趣旨を周知するとともに、本市の酪農の状況や歴史的背景についてもあわせて紹介していきたいと考えております。

次に、のイベントに乳しぼり体験などを盛り込み、生産者との連携、協働を取り組む考えはあるかについてお答えいたします。

市が主催、共催しているイベントでは、10月に開催している畜産フェアにおいて、那須拓陽高校のご協力をいただいて、乳しぼり体験を行っております。

また、酪農が盛んな青木地区が主催している青木農業祭でも地元の酪農家による乳しぼり体験を行っております。

どちらのイベントも、参加者には好評を得ているところでございますので、今後も市民が酪農に親しみを感じ、地域に愛着が持てるよう生産者との交流の場をできるだけ多く設けてまいりたいと考えております。

次に、の流通や6次産業化も含め酪農家の所得が上がる政策は、今後どのように考えているのかについてお答えいたします。

生乳は、毎日生産され、傷みやすいものであることから、ほとんどの酪農家は生産された生乳のほぼ全量を各酪農協に販売する形態をとっており、生乳を廃棄することなく、安定的な取引が行われております。

酪農家の所得を上げるには、飼養頭数の規模拡大を図り、販売量をふやすこと。また、自給飼料生産の規模拡大を図り、経費の削減を行うことが重要でありますので、今後も国の補助事業等を活用しながら支援していきたいと考えております。

また、6次産業化への取り組みは、所得確保の

一つの選択肢であるにもかかわらず、取り組んでいる酪農家が少ない状況ですので、国・県による補助事業を初めとする6次産業化に関する情報を提供していくとともに、市としての支援策についても検討してまいりたいと考えております。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

私、きょうで3日目ですが、一般質問。そうですね、初日は代表質問では齋藤寿一議員の中で牛乳で乾杯条例というのがありました。昨日は人見菊一議員から畜産、酪農業をどのように進めていくかといった牛乳に関する質問がなされ、現状認識、執行部の取り組み、またその対応は十分に理解できて、いたしました。

特に酪農家の所得に関する部分では、今の高久議員の中にもありましたけれども、なかなか市独自でできる範囲というのは、行政でできる範囲が難しいというのは本当によくわかります。今回も飼料が高くなった。要するに円安、それからTPPの問題など、本当に国が施策としてやっていることなので、農家の方々もなかなか思いどおりいかないところがあると思います。

そういった中で市は、この地元の農家さんの窮状ですが、よく聞いて、国・県に届けて、そういった中で対策をとってもらうことを、間に入って大変でしょうが、伝えることがまず一番の役目ではないかな。その対策をまた戻して、農家さんに伝えるということが本当に大変であるけれども、重要だろうなというふうに感じた次第であります。

ということで、これでお話、説明、質問させていただいた1番、本市の条例の理解を深め本市に酪農が定着し、生乳本州一になった経緯、啓発ですか、これは大切なことだと考えていただいているということなので、ちょっとだけ時間もまだ少しありますので、以前これは市のほうの広報で出

た資料ですけれども、私からではなく執行部のほうからご説明、ちょっと歴史的背景を述べていただければと思うんですけれども、簡単で結構です。議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 先ほど答弁の中でお答え申し上げました平成21年に本州一の原点と題しまして、なぜ酪農が本市に定着したのかというような記事を、広報なすしおばらのほうに掲載させていただいております。

それによりますと、要は生乳生産本州一になるまでの歴史がそこにも書いてあるわけですが、まず1つは戦後の農地解放というようなところの中で、戦争から引き揚げてきた方あるいは農家の次男坊、三男坊の方が青木の農地に入植されたというようなことが原点として書かれておりまして、その後やはりその当時は酪農家という専門的な要するに形態じゃなくて、俗に言う農家という形で家畜を飼い出して、傍らに家畜を飼って、要は野菜づくりをしていたなんていうような苦しい状況の中での農業経営をしたということが書かれています。

その後、やはり農業基本法というものが制定されました、それによってある程度専門化した農業経営というものを目指すんだよというような法律のもとに、この地区が生乳で生きていく地区だという決断を時の先人方がされたというのがやはり事の基点なのかなというふうに思います。その後、学校給食法なんかの波に乗りまして、今の本州一というようなところまで先人が苦労されて、持ってこられたのかなというふうに思います。

そんな歴史でございますので、私どももまちづくりの一つの大きな財産として、今後もこれを前面に出して、産業観光部としての施策展開をしてみたいというふうに考えているところでござ

います。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

これ実は、逆に私のほうから催促してもらった資料なんですけれども、読むとですね、昭和23年に高林開拓農業協同組合が設立、327戸が加入した。しかし、開拓は困難を極めたとあります。現金収入がない中、そこで見つけたのが乳牛の販売で現金収入を得ることだった。終戦後は、市内埼玉にあった那須の飛行場で飼っていた8頭の乳牛が開拓団に払い下げられたと。また、昭和23年、県のあっせんにより融資を受けて、北海道から18頭の牛を初めて導入し、酪農が始まるというふうに書かれております。

こういったことの中で、国策でアメリカからの政策なんでしょう、脱脂粉乳が生乳にかわるなど、私もその両方を知っているわけなんですけれども、そういうふうにして、農業というのは国策もどうしてもかかわってくると。そういった中で普及してきたというのがここに書かれております。

それで、実はちょっとご紹介させてもらいたいんですけれども、ここに西那須野町太夫塚130年の歩みという本があります。この本の中の210ページに、やはり酪農という項目があるんですね。これはちょっとおもしろいんですけれども、やはり経緯は似ているんですけれども、歴史の中でこちら平成19年ごろには18円80銭、米1俵60kgでと書いてあるんですね。そんなことが書いてある中で、当時はですね、松方農場、大山農場で働いていた人たちは、やはり乳牛を飼っていたそうです。それは要するに自分のところだけで楽しんでいたという酪農の乳牛だったようなんですね。

これを読むと、ところがこれには昭和20年に北海道より本格的に酪農業として組織的に出発した

のは、西那須野は昭和20年に北海道より40頭、こちらは先ほど見たら8頭を買い入れているようなんですけれども、そういった西那須野でも同じように、同じ時期にこういった40頭を飼って搾乳が始まったと。

ここに当時の人の名前も詳しく載っていますけれども、その辺から同じような開拓史がある中、これはある意味では那須野が原の明治の開拓もありますけれども、それが今現在根差していると。同じようにこの酪農牛がその時代に、戦後現金収入がない中、どうやるんだというときに、こういったものところからスタートして、当時は冷蔵庫とか冷却装置がない中、氷を買ってというか、氷のあるところで冷やしながらか、そういう苦労をされたことが若干載っていますので、これなんかあわせて、那須塩原市の酪農の歴史として、この条例の普及とともに皆さんにお伝えしていくことで、我々が今豊かな食の生活、乳製品とかの生活、パンもバターを使っていますから、そういったことも関連づけていっていただけたらなと思います。

それで、2番についてなんです、2番については確かにいろいろなイベント等ということでやられるということでお聞きしていますので、これも了解したということで、実際3についても言ったとおりなんですけれども、かなりいろいろお話を聞いていますし、市も取り組んでいる。

それでは、そういったことで最後ですね。総括的なことでお伺いしたいと思います。

この条例の制定を目指しているわけですが、生乳生産額が本州一という本市の特性を生かしたこの条例を契機に、今後条例の目的とする地域活性化にどのようにつなげていくのか。数年後も今と変わった牛乳を通し、地域が活性化したイメージとはどのようなものなのかをお示してい

ただきたい。

さらに、その推進のシナリオや事業展開策をお聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫） 生乳生産本州一だということをもって、どうやって地域活性化につなげていくのかというお尋ねだと思いますが、まず生乳生産本州一といった他に誇れる地域資源を生かしたまちづくりを今後市生産者、事業者、そして市民の皆様との協働によって、現状よりさらに高みを目指して推進していきたいというふうに考えております。

そのためには、まずもって意識の共有化ということを図っていかなくちゃならないということがございますので、それが重要だという考え方のもとに、その基本となる条例を今般制定させていただくということでございます。

この条例の制定を機に、今後どのように地域活性化につなげていくのかということでございますが、私どもとしては4つの施策のもとに事業展開をしてまいりたいというふうに考えております。

まず、第1点目は、協働のパートナーづくりということでございます。まず、市民の皆さんにこの条例の制定の趣旨や役割を理解していただいて、あわせて本州一であることやそこに至るまでの歴史も周知していただいて、このまちづくりというものに興味を持っていただきたいと思います。最大の応援団になっていただきたいということが重要だということでございますので、協働のパートナーづくりということで、市民の皆さんに対して各種PRの活動を推進してまいりたいというふうに考えています。

次に、2点目といたしましては、生乳を活用したうまいものづくりというものでございます。6

次産業化の推進あるいはオリジナル乳製品の開発、ブランド品の磨き上げ等を進めてまいりたいというふうに考えています。

そして3点目は、売る場づくりというものを進めたい。JRの駅、道の駅、首都圏への展開や将来的には黒磯駅前の交流センターの活用等々をやはり進めてまいりたいというふうに考えています。

そして、最後の4点目は、見せる場づくりでございます。ミルク街道のリニューアル、さらには観光牧場との連携、八郎ヶ原牧場の観光資源との利用ができないかどうかの検討等々を進めてまいりたいというふうに考えております。

これらの施策を複合的に推進することによって、農官商工連携のもとに進めてまいるとのことによりまして、本市の活性化というものにつなげていければというふうに考えているところでございます。

イメージといたしましては、生乳生産本州一を名実ともに、本市のブランドメッセージというものにしていきたいというふうなところのまちづくりを進めていきたいというふうなところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 6番、鈴木伸彦議員。

6番（鈴木伸彦議員） ご答弁ありがとうございます。

きのうまでの答弁の中でも、精いっぱい検討した中で答えられることを答えてきたのではないかと思います。その中で今総括的なことでお尋ねしたわけで、これをつくることによって関係者といろいろな協議をし、目標みたいなものそれから協議する場所ができた。ですから、これまでの取り組みをさらにここでもう1回見直したということでしょうから、ブラッシュアップして、今パートナーづくりやPR、うまいものづくり、それか

ら売る場づくりとおっしゃっていましたよね。それから見せる場ということですけども、ちょっと1点、私から要望ですけども、ミルク街道というところがございますけれども、高速道路からおりて、例えば那須塩原インターから関谷に行ってミルク街道を通るときのあの風景をですね、もう少し柵をつけてここで酪農の雰囲気が出ないですね、牧歌的な雰囲気ができるとか、そういったこともやれば観光にもつながるとということで、そういったところを農家に独自でやれということじゃなくて、農家にそういった部分で別なところから支援をして、そういった景観もよくしていくとか、本当にそういうふうにしていただいて、せっかくの生乳本州一という那須塩原市の特徴をさらに生かしていただければと思いますし、そのための条例制定ということで進んでいただきたいなと思います。

そんなところですか。どうもありがとうございました。私の質問はということで、了解いたしました。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。議長（中村芳隆議員） 以上で、6番、鈴木伸彦議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平山啓子議員

議長（中村芳隆議員） 次に23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 皆様、こんにちは。

最後の質問者となりました。よろしくお願いいたします。

今回3項目ほど質問させていただきます。

第1項目め、防災対策についてお伺いいたします。

先ほど高久議員のほうからも防災、減災についての質問がありました。その中で地元消防団、そして婦人防火クラブの本当に日ごろからの目に見えない努力があって、市民の安全、安心を守っていただけるんだと、改めて感謝した次第です。

防災に対する機運が高まっているところから、再び質問をさせていただきました。

異常気象の影響により、全国各地で甚大な被害が発生しております。

防災対策について、以下のとおりお伺いいたします。

女性の視点を生かした防災対策について。

地域の実情をよく知る女性の参画が防災、復興には不可欠であるとの認識が広がっております。地域で防災活動に率先して参画する女性の育成を目指し、女性のための防災研修会を実施してはどうか、お伺いいたします。

市の防災会議に女性委員をふやす取り組みの検討についてお伺いいたします。

防災関連部署に女性職員の配置が必要と思うが、市の考えをお伺いいたします。

大規模災害の発生に備え、高齢者世帯など市民の安全確保に役立つ支援策を検証してはどうかお伺いいたします。

自主防災組織の活動状況をお伺いいたします。

防災士取得者を含んだ市民の防災講演、研修の実施についてお伺いいたします。

防災倉庫及び備蓄品の整備状況をお伺いいたします。

木造住宅の耐震診断、改修工事への費用補助を行っておりますが、耐震化の進捗状況をお伺いいたします。

以上、1項目めの質問です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二） 平山啓子議員にお答えをさせていただきます。

防災対策について、私からは女性の視点を踏まえた防災対策についてだけになりますが、あとからまでにつきましては、担当部長から答弁をさせていただきます。

初めに、地域で防災活動を率先して参画する女性の育成を目指し、女性のための防災研修会を実施してはどうかについてですが、現在市では、防災に関する研修といたしまして、防災士養成事業を行っております。

この事業は、ご存じのことではありますが、2日間にわたり防災全般について研修していただき、NPO法人日本防災士機構が認証する防災士という資格を試験により取得するものでございます。目的としては、防災士の資格取得はもちろんですが、防災リーダーとして研修により得た知識を地域での防災活動に生かしていただき、地域防災力の向上を図るものであります。今年度は受講生90名のうち女性が12人となっております。

市といたしましても、地域防災における女性の参画は重要であると認識しております。まずは、この防災士養成事業に、より多くの女性が参加をいただけますよう募集時に配慮していきたいと考えております。その後、必要に応じ、女性を対象とした研修会の開催を検討してまいります。

の市の防災会議に女性委員をふやす取り組みの検討についてですが、平成24年度の災害対策基本法の改正に伴い、市では防災会議委員の定数を10人ふやし、45人とする条例改正をいたしました。その10人は自主防災組織の長、または学識経験のある者を委嘱することとしておりますので、今後においては防災関係の活動を行っている婦人防火クラブなどから積極的に女性を委嘱していきたいと考えております。

次に、の防災関連部署に女性職員の配置が必要と思うが、市の考えはについてであります。

市の防災対応について総務課を中心に、多くの関係部署が当たっておりますが、その中には女性職員も配置しております。また、避難所の開設、運営においても女性職員の割合が半数以上でございます。今後とも努力をしたいと思っております。

以上、私からは第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆議員） 総務部長。

総務部長（和久 強） 続きまして、私のほうから から まで答弁を差し上げたいと思います。

まず、の大規模災害に備え高齢者世帯など市民の安全確保に役立つ支援策を検証してはについてお答えいたします。

市では、大規模災害を想定しました市民参加型の総合防災訓練を毎年度実施しております。訓練の中では、参加しました市民が関係機関との協力により、安全を確保し、避難所への移動を行っております。参加者の中には高齢者、幼児などの災害時における避難行動の支援が必要な方にも参加をいただいているところでございますが、参加者数としては少ないため、多くの方が参加していただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

また、災害時の避難行動に支援が必要な方々の計画についても、現在見直しを進めているところ

でございます。

次に、の自主防災の活動状況についてでございますが、このご質問につきましては3月3日、TEAM那須塩原、君島一郎議員の会派代表質問でお答えしたとおりでございます。

次に、の防災士取得者を含んだ市民の防災講演、研修の実施についてでございますが、平成27年1月には八溝山周辺地域定住自立圏の事業として、地域防災と自主防災組織の役割と題しました防災講演会を開催しております。

市では、この講演会に平成25年度の防災士取得者と自主防災会及び自治会に参加を呼びかけまして、56人の方に参加をしていただいております。

平成27年度におきましては、市単独によります防災士取得者を中心としました防災講演会の開催を予定しているところでございます。

次に、の防災倉庫及び備蓄品の整備状況についてお答えをいたします。

まず、防災倉庫についてでございますが、今年度と来年度の2カ年度におきまして、指定避難所となっている市内小中学校など30校を地域拠点としまして、防災倉庫の整備を進めているところでございます。今年度は、15校に整備を完了しております。

次に、備蓄品についてでございますが、大原間の防災備蓄品保管庫、それと各支所及び出張所におきまして継続して配備をしてまいりたいというふうに考えております。

また、防災倉庫を整備しました小中学校へも、随時備蓄品のほうを配備しまして、避難者対応の充実を図ってまいります。

今年度末におけます主な備蓄品の整備状況につきましては、アルファ米が7,150食、缶詰パン、これが3,400食、ペットボトル水6,130本のほか、毛布、紙おむつ、生理用品などの生活必需品や簡

易トイレ、発電機、投光器、暖房器具などの資機材となります。

以上であります。

議長（中村芳隆議員） 建設部長。

建設部長（若目田好一） それでは、私からは耐震化の進捗状況についてお答えいたします。

本市におきましては、耐震改修促進法に基づきまして、平成20年3月に那須塩原市建築物耐震改修促進計画を策定いたしまして、建築物の耐震化に努めているところでございます。

本計画における住宅の耐震化率は、基準年度である平成18年度の78%から、平成27年度で90%にすることを目標としております。

このような中で、平成25年度末の住宅の耐震化率は81.4%と推計しております。

耐震化が低い原因といたしましては、リーマンショックなどによる景気低迷や高齢者世帯が増加し、建てかえや耐震改修の実施をちゅうちょするケースが多いことなどが考えられるところでございます。

本市といたしましては、耐震化率の向上のため、引き続き耐震化の重要性や補助制度について普及啓発を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、の から再質問させていただきます。

まずは、女性のための女性を対象とした防災研修の開催についてでお伺いいたします。

阪神・淡路大震災から20年、また東日本大震災から4年目を迎えようとしております。震災直後避難所では、女性は着がえのスペースがないために布団をかぶって着がえをしたとか、また乳児への授乳時、周りから赤ちゃんが泣くとうるさいと嫌がられ、寒い冬空の下で授乳させたという悲しいお話も聞きました。

また、女性の下着、洗濯物が盗難に遭うなど、女性のプライバシーが守られるスペースが確保されていないので、とてもつらい思いを経験した女性が多くいたというまた悲しい報告も聞いております。

災害発生時には、一般的には男性よりも女性にしわ寄せを受けることが多いのではないのでしょうか。対応の陣頭に立つのは女性であることが多いと思われま。男性は仕事、女性は家庭という伝統が根強いからと思っております。

その意味で、女性はより災害に敏感です。大災害だけでなく、小規模災害にも目を向けるのは、女性にこそできることではないのでしょうか。

ただいまご答弁をいただきました本市の防災研修として、防災士養成事業に一人でも多くの女性に参加を呼びかけて、地域の防災力の向上を図りたいとお伺いいたしました。今年度は受講生90人のうち女性が12名、昨年の受講生は何名で、そのうち女性は何名でしょうか。

また、女性はどのような職種の方が受講されましたか。また、この事業、4カ年の事業と伺っています。約350名からの受講生で多くの防災士が誕生いたします。その中で女性は何名を目標としていますか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 防災士養成講座のほうの女性、平成25年度は何人受講したのか、それから女性の割合はどのくらいを目標としているのかというふうなご質問かと思えます。

まず、1点目の平成25年度でございますが、残念ながら応募していただきました女性の方がございませんでした。ということなので、ゼロというふうなことになりますが、26年度は先ほどお答えしましたとおり、12名というふうなことになります。

おります。

それで、そんなところで、女性のほうの防災士何人ぐらいが適当なのかというふうなことでございますけれども、私どものほうもそこまでは考えてはおりませんでした、男女平等というようなことからすれば、半々が望ましいんだろうなと思っておりますけれども、やはりなかなか地元の行政区長さんなりに推薦依頼を差し上げているというふうな事情もありますので、難しいだろうというふうには考えております。

これは私の個人的な感想というふうなことになってしまいますが、やはり最低でも3割ぐらいは女性の方に参画していただければありがたいなというふうには、考えているところでございます。

そんなところでありますので、ぜひ今後の募集につきましては、自治会長さんなりの推薦におきましても女性の方の推薦というようなことで配慮していただくような手法をとっていきたいというふうに考えております。

それから、職種でございましたけれども、平成26年度におきましては自治会の推薦というふうなことで、そちらのほうから5名、それと教職員のほうからも推薦がございました。そんな中で教職員が5名です。それと市の職員のほうでも受講しておりますので、2名というふうなことで合わせて12名というふうなことになっております。

以上になります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

25年度においては、受講生は女性がゼロだったという、今ご答弁をいただきました。

ここで、先進地の事例なんですけれども、ご紹介申し上げます。

これはたまたま山梨県甲府市で行われた女性のための防災研修会が行われたときのことなんです

けれども、山梨県甲府市は19万3,000人の人口からなります。その研修会の開催は、市のホームページや広報などで周知されました。市内在住の女性に呼びかけ、定員70名を上回る90人の応募が寄せられました。女性の防災に関する関心の高さがうかがわれます。

午前9時から休憩を挟みながら午後4時半ごろまで1日がかりのスケジュールで実施され、7人ごとのグループに分かれ、午前中は救命講習として心肺蘇生法、AEDの使用法、止血など応急手当を学習、昼食は非常食のアルファ米と缶詰パンを試食、続いて避難所運営ゲーム、HUGを体験、その後設営訓練として避難所で使用する段ボール製の間仕切り、テントつきトイレをみんなで試行錯誤しながら組み立てなど、皆真剣にメモをとったりしていたそうです。

最後に、市の職員との意見交換会では、高齢者、障がい者を含んだ訓練ができればいいな、地元のマンションに住んでいる人数がわからない、管理人と地域住民が連携し、行政の支援を頼むなど、生活者として地域に根差す女性ならではの声が多数寄せられたといえます。

今回参加メンバーについて、市で開催される防災リーダー研修講座に出席すれば、防災リーダーとして登録し、各地域で広めてもらうのが目的でもあります。

この2年間で4回の防災研修を開催し、250人が参加。自主防に女性防災リーダーとして147人が誕生しました。今後も全ての女性、弱者の視点を反映させた訓練など実施していく、そういうのがありました。

防災士を含め、地域で活躍されている女性団体、婦人防火クラブの経験豊かな力をおかりし、また市の職員の協力をいただきながら、防災の基礎を学び、防災のリーダーとなり、習得した事柄を各

地域で役員たちに広めることができます。ぜひ女性を対象とした防災研修会の開催に取り組んでみてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 甲府市のほうの事例をご紹介いただきまして、大変ありがとうございました。

女性の防災研修会というふうなことでありまして、本当に女性の視点といいますのは、現状としましても非常に大切、重要だというふうな認識を持ってございます。

特に、言われておりました、議員のほうからもお話がありましたように、特に避難所なんかは、本当に女性の視点が必要なんだろうというふうに考えているところでございます。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、27年度研修会のほうを予定しております。ただ、これにつきましては、女性に特化したというふうなものではございません。ただ、そんな中でも、たくさんの女性の方に参画をしていただくようなやはり工夫をしていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、まず初めは、やはり先ほどからお話が出ているような女性、婦人防火クラブの協力を得たり、あるいはほかの女性団体の協力を得たりしまして、女性の方々に一人でも多く参画していただけるような研修会の実施に向けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） いつ起こるかかわからない災害です。その災害に備えて、本市の女性市民の皆さんに防災についてさらに力をつけていただくことが自助、共助につながり、防災に対する地

域力になっていくと確信しております。必要に応じてではなく、必要だからこそ声を大にして叫んでまいりたいと思います。

では、次の 、 、関連していますので、一括して質問いたします。

先ほど防災会議に女性委員のということで、防災会議の定数を10人ふやし、45人とする条例改正を今しているところと答弁がありました。

本市の防災計画の中では、「防災会議は45人以内で組織し」とありますが、今、女性はその中に何名いらっしゃいますか。

また、10人増員する中に、女性の参画はどのくらい、何人を目標としていますでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この防災会議でありますけれども、ほとんどが充て職のような形になっておりまして、規則のほうでいいますと、8号委員といたしますが、自主防災組織の長、あるいは学識経験のある方から市長が委嘱するというふうな形になってございます。

まだ現在のところ委嘱はしてございません。でありますんで、現在、女性が何名というふうなことは申し上げられないところでございますけれども、少なくとも婦人あるいは女性防火クラブというふうなことで、現在、3団体がございますので、少なくとも3名の方には委嘱をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） その増員の10名の中に、少なくとも3名ということなんですけれども、一人でも多くの女性が参画していただくことを望んでおります。

また、防災の関連部署に女性が率先して加わっ

ているということで、安心しました。

やはり女性の目線というか、お年寄りや子どもなどの災害弱者に配慮した対策には、女性の存在が本当に重要になってくると思います。そのためにも、女性職員の配置は非常に重要だと思います。

防災問題にしる、復興問題にしる、男女共同参画の視点を反映することが大切だと思います。

今月の14日から18日に仙台市において第3回の国連防災世界会議が開催されます。それと並行して行われるパブリックフォーラム「女性と防災」のテーマ館が設置されるそうです。防災の分野で女性が果たす役割に注目が高まっております。

それでは、の再質問をいたします。

先ほど、市民参加型の総合防災訓練を毎年大々的に実施されております。やはり、でも、そういう中でも、やはり参加というのがどうしても限られてしまうのではないかなと思うんですね。

そこで、この私の質問は、一応、高齢者世帯、また木造住宅の密集地帯に住んでいる世帯を対象に、それを選定しまして、自治会の協力を得ながら、対象世帯をモデル地区をこういうふうにつけて支援策を検証するモデル事業に取り組んでみてはいかがかというふうなちょっと質問なんですけれども。

それで、震災時に室内での出火や家具の転倒の防止とか、初期消火に効果が期待される対策を、そのモデル地区の中でチョイスして、一体的に取り組んで、その有効性を検証する事業をやってみてはいかがかという質問なんですけれども、よろしくお祈いします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 防災訓練、モデル地区を設定して実施してみたいかというふうなご提案かと思っております。

確かにいろいろな現場、現場では、いろいろな状況、それぞれに違った状況がやはりあるのではないかなと思いますので、それに合ったような避難訓練、あるいは防災訓練というものが必要だろうというふうには思います。

そんなところからしますと、市のほうでやっております訓練というのは、本当に総合的な訓練というふうなことになるのかなというふうな思うわけでありまして、現在進めておりますのは、自主防災組織の結成というふうなことでやっているわけでありまして、この自主防災組織が熟成してくれば、やはり今、議員からご提案のあったようなモデル地区、つまりそれは自主防災組織というふうなことに置きかえられるのかなというふうには思うわけでありまして、そんなところでの訓練というふうなことが出てくるのではないかなというふうに感じております。

でありますので、今後、自主防災組織とのかかわりの中で、そんなことにつきましても研究、検討をしていきたいというふうな考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ご存じのように、阪神・淡路、また東日本大震災、そこでの高齢者、また木密の住宅地に住んでいるところは、本当に火災の原因は、本当に6割以上が電気系統による火災だということで、そのようなことを含めまして、そのような高齢者世帯、独居世帯、またそういう密集地帯のところに住んでいる、例えば火災対策などはどのように考えているのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 火災対策というふうなことでございます。

災害があったときの火災につきましても、いろ

いろな出火原因というのが考えられるんだろうというふうに思っております。

まずは、例えば朝、昼、晩、食事どきというふうなことになる、やはり火を使っておりますので、そういったことが火災の原因になるであろうと考えられますし、あるいは冬であれば、暖房器具というふうなことになるでしょうし、また、もしかすると、その電気系統というふうなところもあるのではないかと思います。それにつきましても、日ごろから消防と連携しまして、予防の啓発に努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

やはり火災というのは、延焼も免れないし、また、例えば西那須野地域でしたら、南郷屋地域というところがあるんですね。そこは本当に何かあったら、消防自動車が入るのもちょっと厳しいというところで、まして木造住宅が密集しているところです。そういうところの支援策というのも、本当に真剣に考えていかなければいけないと思います。

それで、震災、例えば地震なんか来たときに、やはりどうしても慌てて、ブレーカーを下げるなんていう、遮断するなんていうことはやはり頭に浮かばないで、やはりおろおろしてしまうんじゃないかということで、電気系統による出火を、一時ブレーカーが下がって、後からまた通電ということで、来ますね、電気が。そのときに、いろな器具が倒れて、そこから出火するというのがかなりふえている。それが本当に60%だということで、感震ブレーカーという、地震が来たときにブレーカーが自動的に落ちる感震ブレーカーというの、こういうのがあるんですけれども、やっと

探してきました。これがピンからキリで、一番安いものなんです。やはりこれは3,000円から4,000円。これは工事も要らない。自分の分電盤にちょっとこういうふうに着けただけなんです。それと、それこそ何万円、5万円から10万円、それは電気工事が要るような、そういう装置も立派なものもあるんですけども、まずはこれは本当に初期の消火を助けるということで、本当にこれを金額、もうちょっと手ごろですし、これなんかも、やはり高齢世帯とか、やはりそういう障害者の世帯に、先ほどの高久さんの火災報知機じゃないですけれども、やはりこういうのも市のほうでぜひとも取り組んでいただきたいなと思って、やっとの思いで探してまいりました。

あと、転倒家具の防止も、これもちょっと探してきたんですけども、皆さんのうちにも当然あると思うんですけども、これは家具の一番下に敷いて、滑りを、倒れるのを防ぐということで、こういうのは本当にもう100円ハウスにも売っていますし、200円、300円で買えるのもあるので、こういうちょっとした補強で、本当に命を守るといふか、火災を守るという予防にぜひ市のほうも取り組んでいただきたいなと思います。

それで、そのモデル地域を、例えばどここの地域、まずはあそこの100世帯をまずはチョイスして、そこの中に自治会の方の協力をいただいて、そのうちの安全性を確かめて、それを市のほうにこういう状態だったというのを届けて、それで危険性があるところは、市のほうで考えて、後からそういう負担をすとか、そういうようなモデル事業に取り組んでいる地域もあるんですね。

やはり何かあってからでは遅いので、転ばぬ先のつえなんで、何がなくてもいいことなんですけれども、やはりこういうのも一つの火災の対策としていいことなんじゃないかなということで、今

回取り上げてみました。

いかがでしょうか、そういうモデル地域をちょっと1つチョイスして、自治会の協力を得て、そのような検証なんかに取り組むお考えはあるでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） きょう初めて私もその感震ブレーカーというものを見せていただいたわけでありますけれども、そういったものもあるんだなと、本当に今、感心しているところでございます。

この場で地区を設定しまして、やるとかやらないとか、ちょっとなかなか即断はできないわけでありますけれども、これにつきましても、消防のほうともよく相談をしまして、勉強させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） よろしく願いいたします。

それと、今、要援護者の名簿見直しを今、やっているというふうにご答弁がありました。その名簿作成の進捗状況というか、どのくらいまで進んでいますでしょうか。

また、その名簿は、自治会、消防団、警察との連携はどうなっていますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 避難の支援ということに関しまして、保健福祉部が担当している部分でございますので、私どものほうで名簿の見直し作業をしているということで、私のほうからお答えを申し上げさせていただきます。

法律の改正によりまして、新たに避難行動要支

援者名簿をつくれということになりました。それに向けまして、庁内の検討会議を立ち上げるとともに、自治会長さんですとか、いざというとき支援が必要な方の実際には保護者ということになりますけれども、障害をお持ちの方の保護者ですとか、関係、高齢者の方の支援をしている施設の方とかにお集まりをいただいた懇談会をつくりまして、対象をどうしようとか、名簿の取り扱いをどうしようとかという協議を進めているところでございます。

予定でいきますと、新年度の前半くらいには名簿はでき上がってくるかなというところでございますけれども、名簿の提供に関しましては、法律上の規定がございまして、条例をつくるなり、本人の承諾を得れば、ふだんは情報提供ができるということになりますし、いざというときには、生命の安全の確保のためには提供はできるんですけれども、ふだんはそういう法律上の条件がついていきますので、まずは名簿をつくりまして、皆様の提供の意思の有無を確認するという作業を新年度の名簿ができた中ぐらいから始まることになるのかなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

やはり一日も早く作成することを願っております。

では、それでは次の自主防災組織についてお伺いいたします。

これは、やはり君島議員にもお答えになったところなんですけれども、やはり先月のご答弁では、215団体のうち90団体が今、設置している状況でございました。やはり自主防災組織は、地域の命を守る共助の仕組みをつくる、推進していく上でも、非常に重要なことでもあります。

やはり活動がどうしても停滞している自主防への働きかけは、ことしの5月に自治会に対して説明する、また個人相談も、待っているのではなくして、こっちから出向いて行く、一步踏み込んだ対策をしていくということがありました。

そこで、提案なんですけれども、やはりなかなか活動が停滞している、まだ設置されてない組織というか、自治会に、やはり一生懸命頑張っている、特長的な取り組みを行っている自主防の活動を事例集としてまとめて、市のホームページや市の広報に掲載してはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 自主防災組織結成促進としまして、その活動内容をホームページ等でPRしてはどうかというふうなご提言かと思えます。

実際、設立しました自主防災組織では、いろいろな取り組み、活動を実際やっておられます。例えば、防災の講和でありますとか、あるいはAEDの取り扱いなんかの講習会を開くとか、そんな取り組みをしてくださっております自主防組織の団体もあるというふうに聞いておりますので、そんな取り組みにつきましては、すぐにでも市のホームページ、あるいは広報などでPRをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

防災を通じて、支援の現場でも、人と人、地域と地域をつなぐ人の役割が高まっていると感じます。地域の力、また自分がみずから助け合う内発的な力を発揮していく援助防災のネットワークづくりが需要かと思われます。

地域をどうまとめていくかは難しいとも思われますが、地域を担い、支えていく次世代の青年を

育てていくことが課題と思えます。

では、次の に入りますけれども、ことしの1月に防災講演会が開催されたと先ほどお聞きいたしました。残念ながら、このときちょっと参加ができなかったんですけれども、このときの参加が、平成25年度の防災士取得者と自主防災、また自治会が参加して、56名の方が参加されたとお聞きいたしました。

このときに、防災士の方は何人だったのでしょうか。

また、今年度、市で独自で防災取得者による、中心に、防災講演会を予定されているとお伺いいたしました。また、その時期もしくは内容がわかれば、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この1月に防災講演会を開催したところ、56人が参加しまして、そのうち防災士は何人かというふうなご質問かと思えますが、防災士につきましては、10人参加したというふうなことでございます。

27年度、防災士を中心とした防災講演会予定しているところでございますけれども、内容につきましては、まだ詳細については決めておりませんので、これから検討というふうなことになります。

以上になります。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 25年度、26年を通じて、防災士の取得者は何人でしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 25年度におきましては、防災士の資格取得者が77名、26年度が89名ということでありまして、166名の方が取得しているというふうな状況になっております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

やはり多額な予算をとり、地域の防災を推進するために、かなりの期待がされることと思います。

そういう中で、防災士が活躍できる場づくりのために、例えば防災士会などと銘打ったあれの設立をすればいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） この防災士養成事業でありますけれども、25年度から4年間というふうな一区切りをつけまして事業実施をしているところでございますので、まだ2年目というふうなことでありますので、あと2年あるわけでありまして。そんなところで、どのくらいの方、予定は1年度間90名というふうなことでやっておりますが、そこら辺が見えてきた時点で、そういったものが必要かどうか、また検討をしていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、今後、どのような防災士会、防災士取得者の活動を展開していくのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 防災士、どんな活動というふうなご質問でございます。

まずは、推薦母体、自治会なり、イコール自主防災組織というふうなところもあるかと思いません。自主防災組織がもう結成されているところにつきましては、やはり自主防災組織で中心的な役割を担っていただけるような活動というふうなことになるかと思えます。

また、まだ自主防災組織が結成されていない自

治会においては、その結成なり、あるいは結成はされていないとも、やはり何事があった場合に、先頭に立って防災というふうなことで活動をしていただけるようなことというふうなことで期待しているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

それでは、の防災倉庫のほうに移ります。

先ほど、指定避難所になっている市内の小学校、中学校合わせて30校のうち、15校が防災倉庫が完了したということで、また27年度には、その半分の15校がこれからやるということですが、その中で、大原間の防災備蓄品保管庫というのはどこにあるのでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 大原間の備蓄倉庫でありますけれども、これは現在、放射能対策課除染センターというのがございます。その敷地内といたしまして、昔、そこが区画整理の事務所だったわけなんですけれども、仮設住宅がたしか4棟ほどあったわけでありまして、その部分を使いまして、倉庫として今現在、使用しているというふうなことでございます。

議長（中村芳隆議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

議長（中村芳隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、続きまして、先ほどの備蓄品の件なんですけれども、これは新たに26年度、今年度中に設置した小中学校の指定避難所の15校、それと既存の支所、また本庁なんかには納める備蓄品の数というふうにとらえてよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 備蓄品につきましては、まずは指定避難所となっております小中学校に、一坪に満たないものでありますけれども、倉庫を設置するというふうなことでございます。その中に、倉庫だけでは意味はなしませんので、備蓄品であります例えばアルファ米、缶詰パン、飲料水、毛布、あるいは非常用トイレ、そういったものを備蓄品として格納するというふうな予定となっております。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それと、ほかの指定避難所、またほかの公共施設についての防災倉庫の対応はどのくらいあるんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強） 小中学校以外につきましては、例えば市役所の支所、西那須野支所、あるいは塩原支所、それと、この本庁につきましても、今年度中にはそういうふうな備蓄品を置くところを整備したいというふうな考えているところでございますし、また地区公民館ですね、そちらにもやはりこういった倉庫がございまして、ある程度の備蓄はできるというふうなことでございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはり自助、共助、公

助じゃないですけれども、やはり公助に頼ってばかりではいけないので、それは地元のほうで、これは対処していくための一つの倉庫ということで、今後もぜひ、もしか設置がされていないところは、よろしく願いいたします。

じゃ、次の木造住宅の耐震診断で、先ほど25年度の住宅の耐震化率が81.4%で、推計ということなんですけれども、本市におきましては、1981年以前の旧耐震基準に該当する住宅はどのくらいありますか。もしわかりましたら、お願いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） 56年以前のということですが、耐震基準を満たしていない戸数につきましては、今の現在ということで、56年以前ということですかね。

56年以前から建物が解体されたり、建てかえされたりしていますので、その以前ものというのは、その時点のものというのはちょっとわかりかねるんですけれども、例えば18年度でちょっと申し上げますと、耐震性のないものというのは8,550戸というふうなことでございまして、それから平成25年度におきましては7,838戸というふうな形で、徐々に減っているという中で、全体の中の率だというふうなことでございます。

逆に言いますと、耐震性がないというのは、81.4%に対しまして18.6%というふうな意味でございまして。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） この補助制度が始まってから、本市におきまして、耐震診断、耐震の改修工事は何件くらい利用していますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） 平成20年から制度が始まりまして、改修につきましては、平成26年度までに10戸しか改修はされておりません。

ちなみに、診断につきましては、29戸が診断されましたけれども、改修に至ったのは10戸というふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） やはり思ったより少ないんですね。

そこで、耐震アドバイザーの方の役割は、どのような役割を、また資格なんかもあるんでしょうけれども、その辺をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） 耐震アドバイザーでございますけれども、このアドバイザーにつきましては、市の職員と一緒に各戸を訪問しまして、耐震の改修の必要性、それらについて説明しているものでございますが、資格につきましては、講習会がございまして、それらの講習会を受講した者について、そういうふうな資格が与えられるというふうな状況でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

やはり職員の方と一緒にということなんですけれども、やはりそういう厳しいような木造住宅のところには、定期的に調査というか、そういうのには行っているんでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一） これも、各年度、毎年やっております、地区を設定しております、大体今までの地区でいきますと23地区ということ

で、平成20年から26年で23地区、訪問戸数が447戸というふうなことで、毎年各地区を歩きまして、普及啓発に努めているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） 私たちは、やはり行政や情報への依存するのではなくて、やはり自分の命は自分で守るとの意義を高め、今回、ふえている気象災害に向かい合っていかなければならないときが来ているなというふうに感じます。

では、2項目めの「ケアラー」支援について入ります。

家族の介護や看病に携わる人々を「ケアラー」と呼び、支援する取り組みが各地で始まっております。

介護や看病で心身ともに疲弊しがちなケアラーをどう支えていますか。市の取り組みをお伺いいたします。

10代、20代の子どもや若者が家族を介護する事例がふえております。「ヤングケアラー」、「若者ケアラー」と呼ばれる若い世代には、どのような支援が必要と思われませんか。その対策をお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 2のケアラー支援についてお答えをいたします。

初めに、のケアラーを支える市の取り組みについてお答えいたします。

在宅の高齢者を介護する家族に対しましては、要介護者とその家族が必要としている医療、介護保険サービスを適切に提供できるよう、市内8カ所の地域包括支援センターを中心とした総合的な相談体制を整え、個別の相談に応じております。

また、介護サービス相談員が介護サービスを利用する上での苦情や要望を利用者本人やその家族から聞き取るなど、決め細やかな対応に努めているところでもあります。

次に、 の若い世代の家族介護者に対し、どのような支援が必要と思われるか、その対策についてお答えいたします。

就学や就労、経済的な問題を初め、地域とのつながりも希薄で、要介護者を支援する仕組みや相談先がわからないままにさまざまな問題を家庭内に抱え込み、その結果、要介護者本人が適切な医療、サービスを受けられないといったことが懸念されます。

そのようなことから、若い世代が家族を介護している実態の把握に努めるほか、若い世代に限ったことではありませんが、介護する家族が問題を抱えたまま孤立してしまうことのないよう、制度や相談先の一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） それでは、 の再質問に入ります。

まず、ケアラーという言葉なんですけれども、これは介護、看病、療育、世話、気遣いといったケア、支援を無償で行う全ての人を指すと言います。その相手は、家族であったり、近親者、友人、知人、年齢、病気、障害の種類などを問わないと言われております。

ケアラーの3割が70歳以上、いわゆる老老介護ですね、の地域も少なくありません。しかし、少子高齢化を迎え、よそごとと言ってはられないのが現状でないでしょうか。

長年2人暮らしの70歳代の男性は、介護生活15年が続き、最近は自宅にこもりがち。地域の集い

にも参加しなくなってきました。その人の一番の希望は、ゆっくり御飯を食べたい、ゆっくり寝たいと、そんな当たり前のことができないケアラーの日常生活。みずから病気を抱えながらも、病院にも通えず、自身の健康を後回しせざるを得ない人も少なくはありません。

それで、介護負担を1人で抱えがちなケースの支援、また調査はどのようになっていますか。

また、介護サービス相談員はどこまで踏み込んでいるのでしょうか。

また、高齢者を対象とした救急医療情報キットが配付されておりますが、その活用状況、またその配付先を訪問するなどしてしていますでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） まず、ケアラーという言葉で呼ばせていただきますけれども、ケアラーの実態の調査というケアラーそのものを対象としたような調査というのは行ってはおりません。

例えば、高齢者の福祉計画をつくる際には、誰が介護されますかみたいな質問項目の中で、家族がとかいう項目で把握する部分でございますけれども、あえてケアラーの方を対象としたものはないというところが実態でございます。

ですので、なかなか正確な実態がわかっていないという中でお答えを申し上げるところでございますけれども、介護サービス相談員につきましては、それぞれのどこまでというのは、家族の、特に介護を受ける方の状況に応じてでございますけれども、あとは介護している方との関係もございますので、一概にどこまでというのは、なかなかお答え申しにくいところでございますけれども、相談を受ければ、必要に応じて相談に乗るといふうなことかと思えます。

それから、救急医療キットの配付ということで

ございますけれども、数的には、2月末で1,760セットほど配付はしてございますけれども、基本的にこのキットにつきましては、配付をしたら、それ以降のフォローというのを特段行ってはいないというところが実情でございます。

例えば、民生委員さんが行った先で、何か相談を受ければ、アドバイス等あるのかもしれませんがけれども、組織立ってその後のフォローというのをしていないというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ますます地域包括支援センターの整備が重要な課題になってくると思われれます。

介護保険制度は、要介護者を支援するもので、そばでケアをする家族などケアラーを直接的には支援はしません。少子高齢化の進む中、ケアラーには過重な負担がのしかかり、ケアされている人と共倒れするリスクも高まっております。ケアラーの犠牲の上に成り立つ制度では、行き詰ってまいります。誰もが生活と介護を両立できるように、ケアラー支援を本格化させていく時期が来ていると思います。

次の ヤングケアラーについてお伺いいたします。

病気や障害、精神的な病を抱える家族を世話する未成年の子どもや若者を指します。

この方は、やはり今、20代の女性なんですけれども、同居の祖母を16歳から介護してきたAさん。親が共稼ぎ。自分は家事全般を担いつつ、祖母の服薬、排せつの世話など、そうした状況は学校の先生にも理解されなく、親に任せろと言う先生もいたそうです。介護のために欠席したり、授業中に居眠りなどしていると、目のかたきにされたそうです。

家計の管理や夜中の介護など、子どもには重過ぎる責任を担っている子もいるといいます。勉強や遊び、クラブ活動など、その年代で経験できることができないストレスは大きいでしょう。

しかし、全て悪いわけではなく、介護を通して家族のきずなが強まったり、子ども自身が成長したりするプラスの面もあるといいます。

まずは、若い世代が家族を介護している状態の実態の把握に努めることです。介護を担う子どもを見つけることですが、どのようにして把握するのでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 先ほども申し上げましたように、那須塩原市におきましては、家族とは限りませんが、いわゆるケアラーの方が、どのような方がどのような介護をしているかということの実態把握をしたことがないということでお答えしたところでございます。

高齢者福祉計画におきましては、家族介護者の支援という項目も立ててございまして、少しずつではございますけれども、そういうこともやっていく必要があるという認識はあるところでございますけれども、具体的にどういう方法でやるとか、こういうふうに進めますというふうに答えができないというのがまだ現状でございます。

今後、そういう点につきましても検討を進めたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

やはりこれはイギリスのほうの例なんですけれども、やはり1980年代にはもうイギリスでは既にヤングケアラーの存在を知り、学校の教員、学校関係者がそのヤングケアラーを見つける支援を、

また訓練を行っているそうです。

その中に質問シートというのがございます。この質問シートは、ヤングケアラー支援に役立つ質問シートで、いろいろな質問から成っているんですけども、これを学校などで提供して、子どものケアに役立つシートがあるそうです。後でご提案を申し上げますので、ごらんください。

それでは、次の3項目の食品ロス削減を目指す「フードドライブ」についてお伺いいたします。

本来なら食べられる食品を食べずに捨ててしまう「食品ロス」が問題になっています。日本では年間約1,700万tの食品廃棄物が出ており、その中でも、食べられるのに廃棄されてしまう食品ロスは年間約500万tから800万tと農水省は推計しております。

そうした中、生活困窮者や福祉施設などに食料品を届ける団体に家庭などから余っている食品を寄贈するボランティア活動「フードドライブ」が注目を集めております。

本市の年間「食品ロス」はどのくらいあるかお伺いいたします。また、その対策をお伺いいたします。

市内のボランティア団体等と連携し、フードドライブを実施する考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員の質問に対し答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔） 食品ロス削減を目指すフードドライブについてお尋ねがありましたので、私のほうから つきましてお答えを申し上げます。

本市の年間食品ロスはどれくらいあるかと、その対策についてであります。本市における年間食品ロスの量については、把握しておりません。

また、その対策についても、特に行ってきたは

おりません。

消費者行政の立場から、消費者庁が推進する「食べもののムダをなくそうプロジェクト」の内容について、平成25年10月5日号の広報に、広報誌であります。掲載をさせていただきます。賞味期限を正しく理解する、買い物は必要に応じて、あるいは調理で作り過ぎをしないなど、消費者ができる食品ロスの削減、これに向けた取り組みを紹介してきたところであります。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 保健福祉部長。

保健福祉部長（松江孝一郎） 私からは、のフードドライブの実施についてお答えをいたしたいと思っております。

フードドライブは、家庭などで余っている食品、食料品を集め、地域の施設、フードバンク活動を行っている団体などに寄附する運動で、本市を含む那須地域においてもフードバンク活動を実施している団体があり、施設や生活に困った方への食料品の提供などを行っているところと聞いています。

それらの団体は、独自に企業などと連携するなどして食料品の提供を受けており、市が連携してフードドライブを実施する予定はございません。

以上でございます。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） このフードバンク運動は、米国では既に40年の歴史があると言われております。日本では、2002年に初めて世田谷のNPOのセカンドハーベスト・ジャパンというところが成立し、活動を展開され、あらゆる支援活動に今、加わっております。

日本は食糧自給率が低く、カロリーベースで39%と言われております。その多くを輸入に頼る一方、1,780万tの食料を廃棄しております。

日本は先進国にもかかわらず、約2,000万人の方が貧困の線上の以下に暮らしているというふうに言われております。日本全体で見ると、6人に1人の割合だそうです。

世界の食糧援助の総量650万tに迫る食品ロス、年間500から800万t。年間の米の生産量が839万tなので、それと同じくらいの割合が廃棄されているということです。

家庭からの出る食品ロスは200から400万tと言われております。企業からの食品ロスは300から400万t。このセカンドハーベスト・ジャパンは、この問題を解決するために、フードバンク活動を日本で初めて開始されたと聞いております。

食品ロスの削減には、本当に一人一人が食品を大事にする意識が不可欠です。このまた例なんですけれども、世田谷では食品ロスが年間、大都会でありますし、5,000tほど食品ロスが出るそうです。それを区の清掃リサイクル部の事業課が少しでも食品ロスに関心を持ってもらいたいと、廃棄食品の削減や食品の有効利用を目的として、ボランティア団体と連携。市の環境フェスタのイベントの中で初めてフードライブを開催されたそうです。

区の担当職員の方も、食品ロスが少しでも削減できるよう、今後も継続して対策を検討していきたいと。

また、本市におきましてもたくさんのイベントがありますが、そのイベント時に、このフードライブを開催してはいかがでしょうか。

議長（中村芳隆議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔） ご答弁申し上げます。

先ほども歴史的な経過をご説明ありました。1960年代、アメリカのアリゾナ州のフェニックスから広まっていったという運動でございまして、

半世紀近く立つわけでございます。

なおかつ、こういった飽食の時代に、確かに食品ロスという課題は出てまいりますが、これは大きく言えば、消費者側もそうなんですけれども、生産者側、要するに需給関係でありますから、生産者の側の問題、課題、あるいは消費者の課題、こういったことも、当然大きなところでは検討されなければならない問題であると認識しております。

したがって、本市としては、先ほど申し上げましたように、これまで無駄をなくするという視点で消費行政の立場から本行政を進めてきたところでありますので、そういった無駄をなくしていくということを地道に続けていきたいと、こういうふう考えております。

なかなかその需給関係のところまで手を差し伸べて改善していくというのは非常に難しいと。

一方では、そういったNPO法人等による活動、活躍があることから、現本市における行政の中では、そういった分野を担ってきた過去がありませんので、引き続きそういったNPO法人等々にそういった食品ロスの活動、要するにひもじい方、あるいは空腹に耐えられない方への供給ですか、そういった活動にゆだねたいと、このように考えております。

以上です。

議長（中村芳隆議員） 23番、平山啓子議員。

23番（平山啓子議員） ありがとうございます。

私も、きょうから食生活を見直して、自分に合った食品ロス削減法に取り組んでいきたいと思っております。皆様もきょうから始めましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中村芳隆議員） 以上で、23番、平山啓子議員の市政一般質問は終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（中村芳隆議員） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（中村芳隆議員） 以上で本日の議事日程は
全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時38分